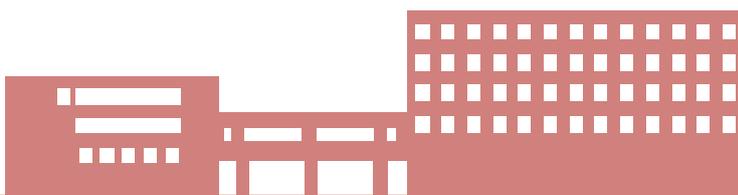


和光市災害廃棄物処理計画

令和5(2023)年3月
和光市



目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の背景と目的	1
第2節 本計画の構成	2
第3節 本計画の位置付け	3
第4節 本計画の対象	4
第2章 本計画の基本的事項	6
第1節 被害想定	6
第2節 処理期間の設定	8
第3節 処理方針	8
第3章 災害廃棄物に係る情報及び体制	9
第1節 広域支援体制の構築	9
第2節 県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」との連携	11
第3節 必要な施設、設備等の備え	12
第4節 市民への情報提供	13
第5節 教育・訓練の実施	15
第6節 災害廃棄物処理体制	15
第4章 災害廃棄物対策	18
第1節 災害廃棄物処理実行計画	18
第2節 災害廃棄物処理の全体像	19
第3節 災害廃棄物発生量の推計	22
第4節 収集・運搬	27
第5節 仮置場	31
第6節 処理	38
第7節 市民の生活確保	41
第5章 その他の事項	44
第1節 災害廃棄物処理状況の進捗管理	44
第2節 有害廃棄物・適正処理困難物等への対応	44
第3節 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理	48
第4節 環境対策	49
第5節 災害廃棄物の事務委託	50
第6節 国庫補助金事務	50
第7節 本計画の点検・更新	51
資 料 編	
文案1 発災直後の全般的な案内チラシの例	資-1
文案2 仮置場へ持込むことができる災害廃棄物の分別方法の案内チラシの例	資-2
文案3 防災行政無線・広報車・ラジオ等での呼びかけ例	資-3
文案4 仮置場に関する案内チラシの例	資-4
資料1 仮置き場受付表	資-5

第1章 総則

第1節 計画の背景と目的

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、埼玉県における平成25年の竜巻、また平成26年の大雪では、災害に伴い大量に発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）を処理しなければならない状況があった。特に東京湾北部地震の発生が今後50年以内に70%程度以上と予測されており（平成29年時点、「埼玉県災害廃棄物処理指針」による）、埼玉県においても甚大な被害が予想されている。

埼玉県では、これまで「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」^{※1}、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」^{※2}、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」^{※3}に基づいて、災害発生時の相互支援体制が構築されてきた。また、平成29年3月には、市町村及び一部事務組合が被災する場合や、支援側となった場合に想定される行動・対応等を示すとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となるよう、「埼玉県災害廃棄物処理指針」が策定された。

これらの背景を踏まえ、和光市（以下、「本市」という。）では、災害廃棄物処理に関し、発災後、直ちに必要に迫られる「仮置場」、「分別」、「広報」等の初期対応について、令和2年3月に暫定版として「和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」を策定した。今回は、将来において、本市が地震や台風等の災害に直面した場合に、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組んでおくべき事項を整理した「和光市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、本市の災害対応力の向上に資するものとする。

※1 埼玉県清掃行政研究協議会と会員である市町村、一部事務組合及び県が平成20年7月に締結。

※2 埼玉県清掃行政研究協議会及び埼玉県一般廃棄物連合会が平成22年8月に締結。

※3 社団法人埼玉県産業廃棄物協会（一般社団法人埼玉県環境産業振興協会）及び県が平成16年11月に締結。

第2節 本計画の構成

本計画の構成はつぎのとおりである。

第1章 総則

計画の背景や目的、関係法令や関係する諸計画との位置付け、対象とする範囲や災害及び廃棄物等の、計画全体を通じて適用される事項について整理した。

第2章 本計画の基本的事項

試算の元となる被害想定や処理期間、処理方針といった、基本的事項について整理した。

第3章 災害廃棄物処理に係る情報及び体制

災害廃棄物処理を円滑に進めるための市内及び県並びに広域に係る体制、必要な施設及び設備に加え、市民への情報提供や平時における教育・訓練等について整理した。

第4章 災害廃棄物対策

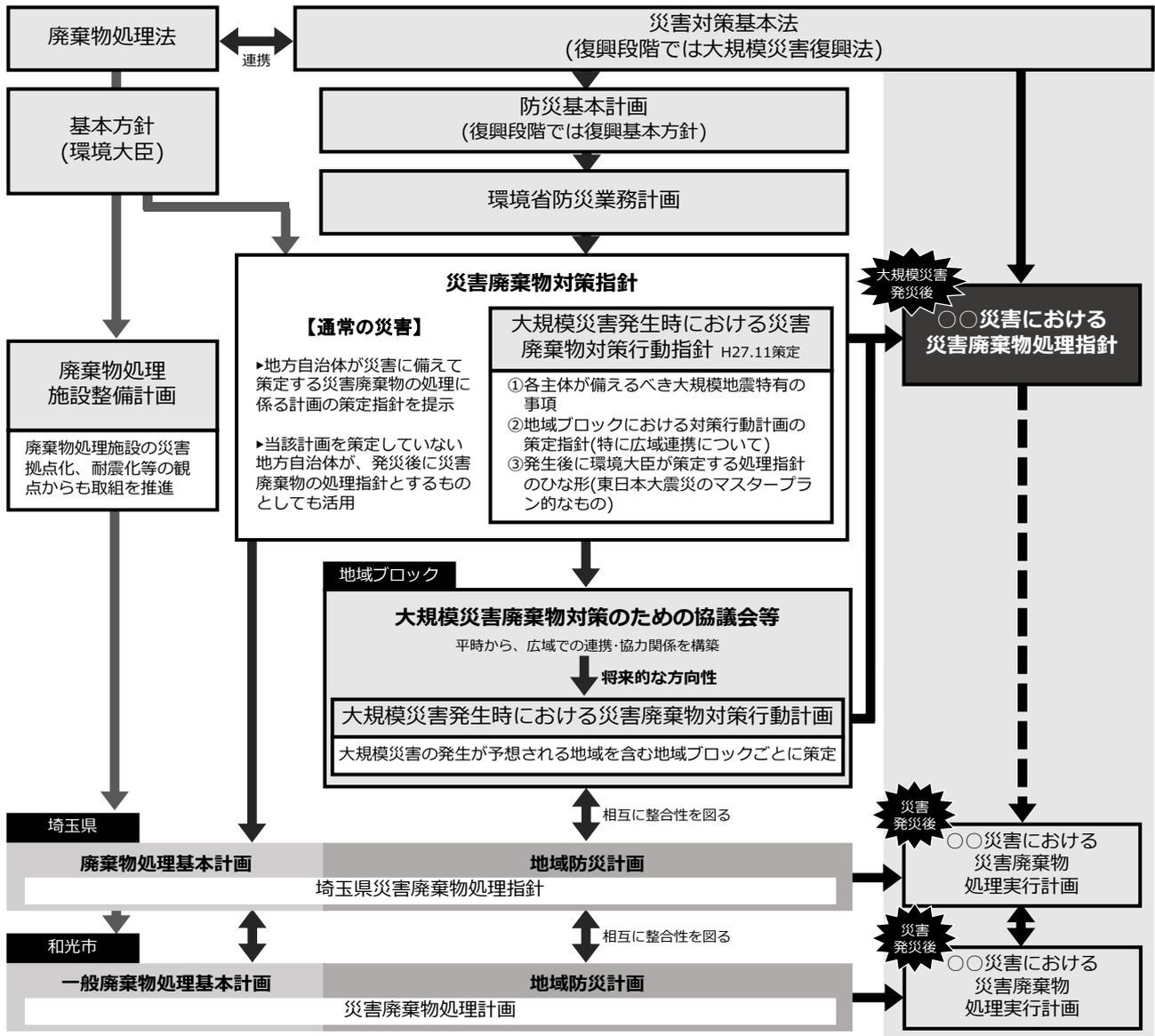
災害が起こった場合の実行計画の構成や処理の全体像と災害廃棄物発生量の推計に加え、収集・運搬、仮置場、生活確保といった個別の事項について具体的に整理した。

第5章 その他の事項

進捗管理、対応に配慮が必要な廃棄物等、環境対策、処理の委託や国庫補助金制度等について整理した。

第3節 本計画の位置付け

本計画は、「和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」（以下、「初期対応版」という。）に、より詳細な内容を追補するものである。なお、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」並びに「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、かつ「和光市地域防災計画」との整合を図って策定する。



[参考] 「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）を参考に作成

図 1.3.1 本計画の位置付け

第4節 本計画の対象

1. 対象となる区域

本計画の対象区域は本市全域とします。

2. 対象となる災害

環境省の「災害廃棄物対策指針」では、「災害」とは地震災害及び水害、その他自然災害と示されている。地震災害については、地震動により直接に生ずる被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による建物の倒壊）及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象としている。また、水害については、大雨、台風、雷雨等での大量の降雨による洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象としている。

これを踏まえ、本計画では大規模な「地震」及び「風水害」を対象とする。

3. 対象となる廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、地震や水害等の災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難所の生活に伴う廃棄物とし、これらを災害廃棄物と呼ぶ。

なお、災害廃棄物の分別区分は、平常時の区分と異なるものとして設定する。災害廃棄物の種類及び性状については、災害の種類や災害発生からの経過期間により、異なってくるため、実情に合わせて適宜見直しを図るものとするが、仮置場への市民による直接持込み又は行政によるステーション回収の別、仮置場からの搬出作業（処理、再利用等）を勘案し、あらかじめ以下の区分を想定する。

表 1.4.1 災害廃棄物の分別区分一覧表（想定）

区 分	品 目	主なもの	備考（留意事項、処理先など）
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	①可燃物 / 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	
	②木質系廃棄物	柱・梁・壁材・床材、木工家具、水害または津波などによる流木（生木）など	床材の分別は、その材質による
	③畳、布団、カーペット、マットレス	被災家屋から排出される畳・布団、カーペット、マットレス	
	④不燃物 / 不燃系混合物	プラスチック、ガラス、陶磁器、瓦、タイル、洗面台など 分別することができない細かなコンクリートや木くずや金属、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物	携帯用ライターは①危険物
	⑤コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	瓦は④不燃物
	⑥金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	スプレー缶は①危険物
	⑦廃家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）	冷蔵庫の中身は出す。 家電リサイクル法のスキームを活用
	⑧小型家電 / その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品	

地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	⑨廃自動車等	自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル法の枠組を活用 所有者確認要 仮置場等での保管方法や期間について警察等と要協議
	⑩腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品	
	⑪有害廃棄物	石綿含有廃棄物、スレート、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)	
	⑫危険物(ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター)	(土砂を被った)ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター	
	⑬危険物(灯油等)	(漂流した)灯油タンク、ガソリンタンク、油吸着マット	
	⑭危険物(化学物質)	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、テトラクロロエチレン等の化学物質	
	⑮電池、蛍光管、太陽光パネル	電池、蛍光管、太陽光パネル	
	⑯消火器	消火器	
被災者や避難所の生活に伴う廃棄物	⑰生活系ごみ	燃やすごみ、その他ごみ(不燃・有害)、ペットボトル、プラスチック、びん、缶、紙、布類	集積所又は清掃センターへ持込み
	⑱避難所ごみ	避難所から排出される生活系ごみ(燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトル、びん、缶)	避難所の定期収集
	⑲し尿	避難所等に設置された仮設トイレ等からの汲み取りし尿	避難所への定期収集

※ ①～⑯については、災害により被害を受け、使用できなくなったものに限る。

※ 下水道が使用できない状況下における家庭から排出される汚物の処理については、被災状況とその発生量を踏まえ、排出方法及び収集運搬体制について検討する。

<参考>

災害廃棄物の定義

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)において、事業活動に伴う「産業廃棄物」と家庭などから排出される「一般廃棄物」に分類され、これらの処理方法が定められている。災害廃棄物については定義されていないが、「一般廃棄物」を「産業廃棄物以外の廃棄物」と位置づけられていることから、「産業廃棄物」ではない災害廃棄物については「一般廃棄物」に分類されることとなる。

なお、災害廃棄物には産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合もあるが、「廃棄物処理法」第22条において、「国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」と規定されていることなどから、災害廃棄物の処理は市町村等によると想定している。

第2章 本計画の基本的事項

ここでは、本計画で対象とする災害（地震、風水害）と処理期間を設定する。

併せて、平時に本市が処理している一般廃棄物とは性状の異なる廃棄物が大量に発生することが想定され、適正かつ迅速に処理する必要があることを踏まえ、災害廃棄物の処理方針を整理する。

第1節 被害想定

初期対応版に示す「地震」及び「風水害」の被害想定は、以下のとおりである。

1. 地震

地震の対象災害は、「和光市地域防災計画」（平成31年3月）で想定している「東京湾北部地震」（マグニチュード7.3）、「立川断層帯による地震」（マグニチュード7.4）、「和光市直下の地震」（マグニチュード7.1）のうち、災害被害規模が最大と見込まれる「東京湾北部地震」とする。「東京湾北部地震」の被害想定を表2.1.1に、また被害の状況を「和光市地域防災計画」から抜粋して以下に示す。

表2.1.1 東京湾北部地震の被害想定

- ・震度6弱～6強（新倉、下新倉、本町、広沢地域で震度6強、その他は震度6弱と予測されおり、液状化危険度は、新倉、下新倉、白子の低地で荒川、新河岸川、白子川沿いが危険度が高い。）
- ・避難者数 21,948人（建物被害による全避難者/冬18時（風速8m））※1
- ・避難所数 40箇所（うち7箇所は福祉避難所）※2
- ・帰宅困難者数 11,284人※1

※1 和光市地震被害想定調査（平成27年3月）

※2 和光市地域防災計画（平成31年3月）VI資料編 和光市避難所一覧表（資料-163）

1) 揺れ（震度）

市の大部分で震度6強の揺れが想定される。これは、建築基準法が改正される1981年5月以前に建築確認を受けた建物の多くが何らかの被害を受けると予想される大きさである。

2) 液状化

河川付近の低地では、液状化の可能性が高いと想定される。その他の低地でも、液状化の可能性が想定される。

3) 崖崩れ

多くの急傾斜地崩壊危険箇所、崖崩れが生じる可能性が高いと想定される。

4) 建物

揺れ、液状化、崖崩れによる建物被害は、全市で全壊412棟（全建物の2.8%）、半壊棟数1,836棟（全建物の12.3%）と想定される。本町、新倉一丁目・二丁目、白子二丁目・三丁目、下新倉四丁目など木造住宅が多い地域で被害が多くなると予想される。

5) 火災

冬の18時に発生した場合、6件の炎上出火となり、風速8m/sの場合、延焼による焼失棟数は800棟

と想定される。

6) 人的被害

全市での人的被害は、冬 18 時のケースが死者が最大で、死者 59 人、負傷者 192 人と想定される。

7) ライフライン

上水道は、11,390 世帯 (30.5%) で断水になると想定される。下水道管渠の被害による機能支障は、17,272 人に及ぶと想定される。復旧に要する日数は、上水道で 3 日、下水道で 11 日と想定される。

8) 交通・輸送施設

市内を通る緊急輸送路では橋梁の大きな被害は生じないと想定される。

9) 生活支障

避難者数は冬 18 時発生の場合、1 日後：約 22,000 人、1 週間後：約 18,000 人、1 ヶ月後：約 11,000 人と想定される。平日 18 時発生の場合、11,284 人が和光市への帰宅が困難になると想定される。中高層住宅では、建物の損傷は軽微でも、エレベータが停止すると著しく日常生活に支障が出る。そのような被害は、約 240 世帯と想定される。建物の全壊・焼失による瓦礫である震災廃棄物は、焼失棟数が最大となる冬 18 時の風速 8m/s の場合、16 万 m³ と想定される。

2. 風水害

風水害の対象災害は、「和光市地域防災計画」(平成 31 年 3 月)で想定している「荒川氾濫による洪水」とし、被害想定を表 2.1.2 に示す。

表 2.1.2 荒川氾濫による洪水の被害想定

- ・ 荒川流域 3 日間総雨量 632mm、入間川流域 3 日間総雨量 740mm^{※1}
- ・ 床上浸水 2,505 世帯、床下浸水 155 世帯^{※2}
- ・ 荒川、新河岸川及び白子川沿いの低地と、越戸川と谷中川の合流地点のほとんどが浸水するおそれがある。特に、新倉、下新倉、白子 3 丁目の低地では、5m 以上の浸水深となるおそれがある。

※1 「埼玉県災害廃棄物処理指針 (平成 29 年 3 月)」 p.4 による数値

※2 「埼玉県災害廃棄物処理指針 (平成 29 年 3 月)」による災害廃棄物発生量推計結果を基に、「災害廃棄物対策指針 (平成 26 年 3 月環境省)」による発生原単位 (床上浸水 4.60 トン/世帯、床下浸水 0.62 トン/世帯) を用いて算出したもの。

第2節 処理期間の設定

速やかな（災害発生から最長でも3年以内）処理完了を目指す。

災害発生後、市民が通常の生活環境を取り戻すなど速やかに復旧復興するために、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが求められている。そこで、東日本大震災での災害廃棄物の処理期間（概ね3年、福島県を除く）を踏まえ、当該期間内で処理を終わらせることを目指す。

第3節 処理方針

災害時には、人命救助や二次災害の防止を最優先としつつ、復旧・復興のためには災害廃棄物を処理して迅速に生活環境を元に戻すことが重要となる。

また、「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、既存処理施設による県内処理を進めることを基本としている。被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行うものとする。

さらに、災害廃棄物は、東日本大震災及び熊本地震等での実績を踏まえ、平常時と同様に分別し、資源として再生利用するものとする。この際、民間企業や公共の復興事業等における再生資材への利用など利用先の確保に努める。

以上のことを踏まえ、災害廃棄物の処理方針をつぎのとおり定める。

基本方針1 平時の備えと迅速な初動

災害時の分別ルールや排出方法、支援先との関係構築など、平時の備えを万全に整え、迅速な初動体制が取れるように努める。

基本方針2 作業の安全確保

災害廃棄物処理には他市からの応援やボランティア等、多くの人が関わる可能性があるため、作業の安全確保を徹底する。

基本方針3 分別の徹底と資源化の推進

スムーズに一次処理を実施するため、ルールに基づいた分別と仮置場への排出を徹底するとともに、排出された災害廃棄物は極力資源化を行う。

基本方針4 処理施設の確保と広域処理

清掃センター（広域化後はごみ広域処理施設）における処理が継続できるよう、平時から施設の強化を確保するとともに、県の指導に基づき広域処理体制を構築する。

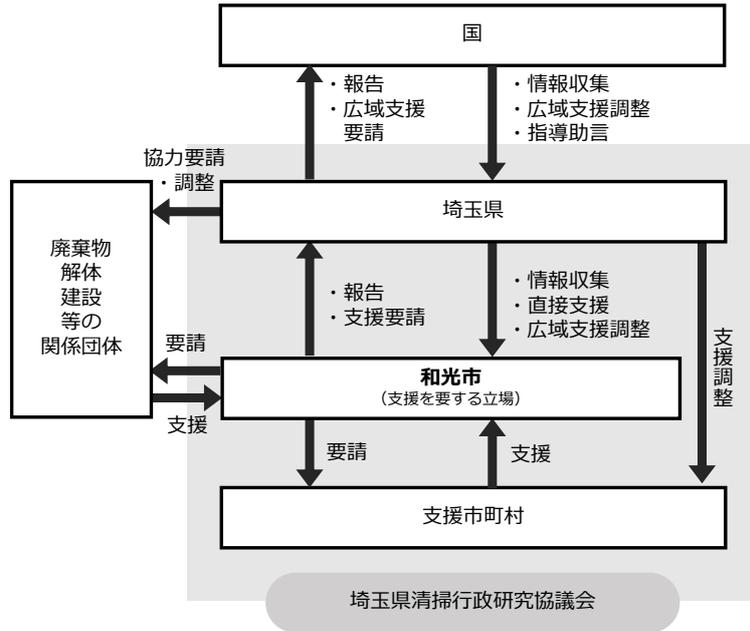
基本方針5 周辺環境の保全

仮置場等の土地は汚染しないように使用し、適切に原状回復を行う。また、処理の過程で粉じんや火災が発生しないよう、日々の維持管理を徹底する。

第3章 災害廃棄物に係る情報及び体制

第1節 広域支援体制の構築

本市において甚大な被害が発生した場合には、広域での支援が必須となる。県、市町村、関係一部事務組合で構成される「埼玉県清掃行政研究協議会」（第3章第2節に記載）の枠組みを用いて埼玉県の指導を仰ぎながら、県内市町村に協力を要請していく。また、廃棄物、解体、建設等の関係団体にも協力を要請していく。協力・支援体制（イメージ）を、図3.1.1のとおり整理する。



[参考]「埼玉県災害廃棄物処理指針」を参考に作成

図 3.1.1 協力・支援体制（イメージ）

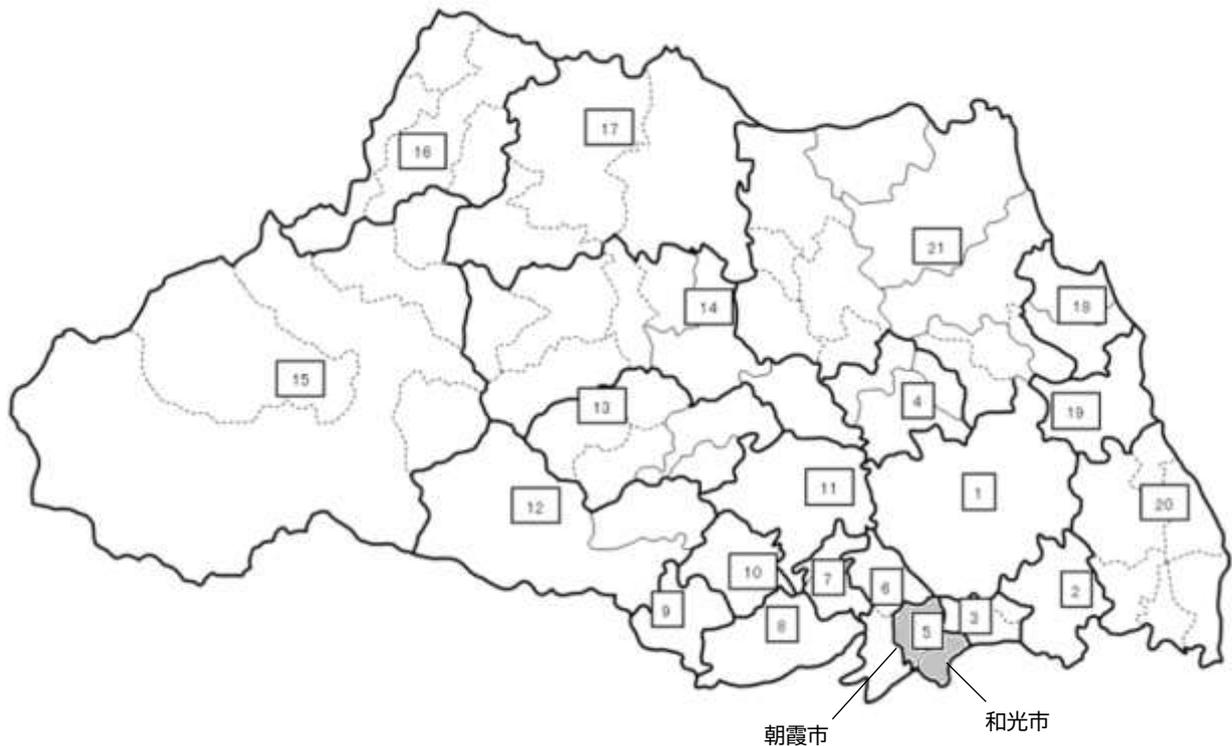
また、広域支援体制の構築に係る本市の役割について表3.1.1に、廃棄物に関連する災害応援協定一覧を表3.1.2に整理する。

表 3.1.1 大規模災害時の広域支援体制の構築に係る本市の役割

項目	役割
災害廃棄物対策本部の設置、被害状況の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部等に報告する。 初動期に必要な災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。 人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。 緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れ等を行う。
処理体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、災害廃棄物の発生状況から、本市単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。 単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。

広域処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県では県下を 21 の広域化ブロックに分けており、本市は朝霞市との 2 市でブロックを形成していることから、災害時の基本体制は朝霞和光資源循環組合とする（「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」）。 ・広域処理体制については朝霞和光資源循環組合が中心的な役割を担う。また必要に応じて、県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築する。
国・県外自治体等との広域処理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築する。 ・災害時の協力協定を締結している県外自治体（長野県佐久市、新潟県十日町市、栃木県那須烏山市、東京都練馬区、板橋区）との連携を行う。

[参考]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）より一部抜粋、加筆



[参考]「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月）に加筆

図 3.1.2 広域化ブロック割

表 3.1.2 廃棄物に関連する災害応援協定一覧

締結年月	締結先	内容
H7.9	長野県佐久市	相互応援
H8.8	朝霞市、志木市、新座市	避難所等の相互利用、相互応援
H8.11	和光市上下水道組合	災害復旧工事
H8.12	和光市石油販売業代表者	燃料供給
H9.7	(有)有山商店、柳下生コン(株)	消防水利への充水
H16.2	和光市商工会	災害復旧工事・資機材の貸与
H16.8	新潟県十日町市	相互応援
H17.11	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	災害時の救援物資(飲料水)及び災害情報の提供
H17.12	栃木県那須烏山市	相互応援

H19.5	埼玉県内全市町村	相互応援
H21.10	(株)ジェイコム東京	災害情報の放送等
H21.11	司法研修所	空地使用(グラウンド)
H22.8	東京都練馬区	相互応援
H23.2	東京都板橋区	相互応援
H24.2	(社)埼玉県トラック協会朝霞支部	緊急輸送
H24.3	戸田市	相互応援
H24.9	東松山市	相互応援
H27.3	ヤフー(株)	災害情報の発信(緊急情報、被害状況、避難所情報)
H29.3	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における復旧支援協力に関する協定
H29.10	(株)パスコ	災害発生時における航空写真無償提供等
H30.4	本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、幸手市、AGS(株)	災害時における総合行政システムの運用に係る相互支援
H30.11	(株)ゼンリン	災害における地図製品等の供給等に関する協定
R1.10	埼玉県レンタカー協会	災害時における車両貸渡に関する協定
R2.9	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
R4.7	(株)コミュニティシェアFM	災害時緊急放送に関する協定

第2節 県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」との連携

「埼玉県清掃行政研究協議会」は、廃棄物の排出抑制及び適正処理等に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立するための協議会であり、定期的に災害廃棄物を処理するための教育、訓練等を実施している。

また埼玉県では、教育、訓練、他地域における災害廃棄物処理対応状況、協議会の意見等を参考に「埼玉県災害廃棄物処理指針」を随時見直すものとしている。

平時から、県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」と連携し、情報共有や教育・訓練の機会を得る。

第3節 必要な施設、設備等の備え

1. 災害時（停電や道路交通網の断絶等）の連絡手段の確保

主要幹線道路寸断の可能性や崖崩れ、落石などによる道路被害や、大規模な停電及び通話支障が起こることが想定されるため、災害に強い通信手段である防災無線、衛星電話、IP無線機等の確保や、非常用電源設備として再生可能エネルギーや自律分散型電力、蓄電池等の整備等を進める。

さらに、放送事業者への依頼や、状況に応じて伝令（自転車、オートバイ、徒歩等による）の検討を行うなど、あらゆる通信手段を活用する。

2. 燃料の確保（災害時緊急車両登録、県内供給ルート計画）

大規模災害発生時には、廃棄物処理に係る収集運搬車両や処理施設の稼働に必要な燃料関係の確保が困難となるおそれがあることから、防災部局との連携のもとに災害時緊急車両登録と優先給油ルールを作成し、災害廃棄物の収集運搬車両に優先的に燃料供給が可能な体制を構築する。

3. ごみ処理施設及びし尿処理施設の強じん化

広域ごみ処理施設や既存のし尿処理施設については、整備段階において下記のとおり災害対策を検討している。

○広域ごみ処理施設（令和10年度供用開始予定）

- ・災害時における停電への対応の面からも、ごみ焼却発電は、災害時のバックアップ機能としての意義も高くなっています。
- ・雨水流出抑制施設：必要となる雨水流出抑制施設の容量を確保することが必要となります。配置の関係上、地上部に整備できない場合は、地下部に整備することも可とします。
- ・浸水対策：プラットホームのレベルは浸水水位以上とし、プラットホームへの車両進入及び退出のためのスロープを整備します。

[出典]「ごみ処理広域化基本構想」（令和2年5月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会（当時））から抜粋

○し尿処理施設

- ・（最も地盤の低い敷地の奥側は）台風による洪水により管理棟の地盤高まで浸水した経緯がある
→敷地北西側の旧第一施設付近が（中略）最も適していると判断しました。

[出典]「し尿処理施設整備基本計画」（平成27年2月、朝霞地区一部事務組合）から抜粋

運用面では、施設が被災した後、稼働再開に向けた機器冷却用水や、排ガス処理用・排水処理用・し尿処理用等の薬品等の備蓄など、速やかな施設の復旧と処理の再開に向けて、備えが必要である。朝霞和光資源循環組合、朝霞地区一部事務組合とともに、施設の緊急停止・点検・補修・稼働に係る手引きを作成する等、施設の強じん化に係る具体的対応を検討する。

4. 非常用トイレの整備等

発災直後から避難者の生活確保として仮設トイレ等の設置を進める必要があり、大規模災害時には避難所の開設や公共下水道が使用できなくなることを想定し、仮設トイレやトイレトーパー、消臭剤等の備蓄を促進するとともに、市民に対して簡易トイレ等の備蓄について啓発していく。

第4節 市民への情報提供

市民への情報発信においては、被害状況に応じて、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板、自治会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用し、発災後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。また、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物の排出方法や排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信することが重要である。さらに、高齢者や障害者、外国人などにも分かりやすく情報が伝わるよう留意する。

時系列での情報提供の手段と内容を表 4.4.1 に、広報内容を表 4.4.2 に示す。

表 4.4.1 情報提供の手段と内容

		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3ヶ月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
情報提供の手段		防災行政無線・広報車	→	
		公共施設・避難所等の掲示板、説明	→	
			回覧・説明会	
		ホームページ	→	
		報道発表(適宜)	→	
情報提供 する 内容	問合せ先	各種問合せ・相談窓口の案内		
	収集に関する事項	収集頻度等		
	排出に関するルール等		排出(分別)方法	
	仮置場設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続き等	
	被災家屋の取り扱い		対象物件、期間、手続き等	
	思い出の品等の返却		対象物件、期間、手続き等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	処理の進捗状況		処理の進捗状況、今後の見込み	

表 4.4.2 広報内容

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報の時期	参考 文案
市民・ボランティア	収集方法(収集の有無、収集ルート及び日程、仮設トイレの設置等)	ホームページ、チラシ	発災当日又は翌日	文案1
	仮置場へ持ち込む災害廃棄物の分別方法	ホームページ、チラシ	発災当日又は翌日	文案2
	仮置場の場所、搬入時間	防災無線、広報車 ホームページ、チラシ	発災後3日以内 (仮置場開設 (5日以内)前)	文案3 文案4
避難所の避難者	仮設トイレの場所、管理方法 避難所ゴミの捨て方	ホームページ、チラシ	発災後3日以内	文案○

〔広報すべき内容〕

- 収集方法（通常収集の有無、収集ルート及び日程、戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- 仮設トイレの場所
- 仮置場の場所、搬入時間、曜日等（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- 仮置場に持ち込んではいけないもの（災害廃棄物でない生活系ごみ等）
- ボランティア支援依頼窓口
- 問合せ窓口、思い出の品の保管状況
- 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- 災害廃棄物処理の進捗状況など

〔広報手段〕

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・ 広報車 | ・ ホームページ |
| ・ 防災行政無線 | ・ 防災防犯情報メール、SNS |
| ・ 自治会組織回覧・掲示板 | ・ ローカル（ケーブル）テレビ |
| ・ ポスター（避難所等での掲示） | ・ ラジオ |
| ・ 広報紙（誌） | ・ 新聞 |

〔その他〕

- ・ この周知は、当面の間の暫定的な排出方法を周知するものであり、今後、変更が想定されるものであることを明示する（発出日を記載する。）
- ・ 生ごみ等の腐敗しやすいごみについては、集積所に排出するか清掃センターに直接持込むこととし、災害廃棄物（片付けごみやがれき類）は、近日中に設置する予定である仮置場に排出するか、自治会の指示に従い近隣集積所に排出することを明示する。
- ・ 市や自治会が指定した以外の場所や道路への排出は行わないことや、仮置場では災害に起因しない廃棄物は受け入れないことを明示する。
- ・ 都県境や、市町村境近くの広報については、混乱が生じないように留意する。

第5節 教育・訓練の実施

近年局所的な災害は全国で多発しているものの、数十年に一度の大規模災害では、現場対応にあたるほとんどの人が初めての体験をすることとなる。そのため、経験談を元にした記録を共有したり、いざという時の動き方を平時から想定し、人材を育成していくことは大変重要となる。

国立環境研究所の運営する「災害廃棄物情報プラットフォーム」(ウェブサイト)では、災害廃棄物分野の人材育成に取り組もうとする自治体等に向けて、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を作成、公表している。また埼玉県では、大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理を疑似体験し、迅速かつ確かな処理ができるよう、市町村等の職員を対象に災害廃棄物処理図上訓練を実施していた(平成28~30年度)。これらを活用し、継続的な職員の教育・訓練を行っていく。

また本市では、市民向けに、防災講演会や、防災の知識の習得や実際に体験しながら学べる「和光市BOSAI まちづくり伝道師養成講座」を開催しているところである。今後も、地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図っていく。また、災害時における自助・共助の意識を高めるための啓発を行っていく。

第6節 災害廃棄物処理体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は「和光市災害対策本部」を設置し、これと各機関の防災組織をもって応急対策活動を実施する。災害廃棄物処理は「環境部」の所掌となる。

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理や住民からの問い合わせ対応など、一度に膨大な量の業務が発生するため、これらの業務に計画的に対応していくため、災害対策本部の下に、応急的に以下の組織体制を早期に構築し、対応を図るものとする。また、必要に応じて庁内各所からの応援人員を確保するとともに、さらに人員が不足する場合には、近隣市町村及び埼玉県への応援要請も検討する。なお、復旧・復興時には、その度合いに応じて、体制を見直すものとする。

また、「和光市防災会議」を設置し、市域にわたる災害情報の収集や災害応急対策及び災害復旧に関する関係機関相互の連絡調整を実施する。

表 3.6.1 和光市災害対策本部の組織

組織		対応する平時の組織長
和光市災害対策本部	本部室	危機管理監
	総務部	総務部長
	企画部	企画部長
	環境部	市民環境部長
	救助部	保健福祉部長、子どもあんしん部長
	建設部	建設部長
	会計部	会計管理者
	上下水道部	上下水道部長
	教育部	教育部長
	第1応援部	議会事務局長
	第2応援部	監査委員事務局長
	和光市消防団	和光市消防団長

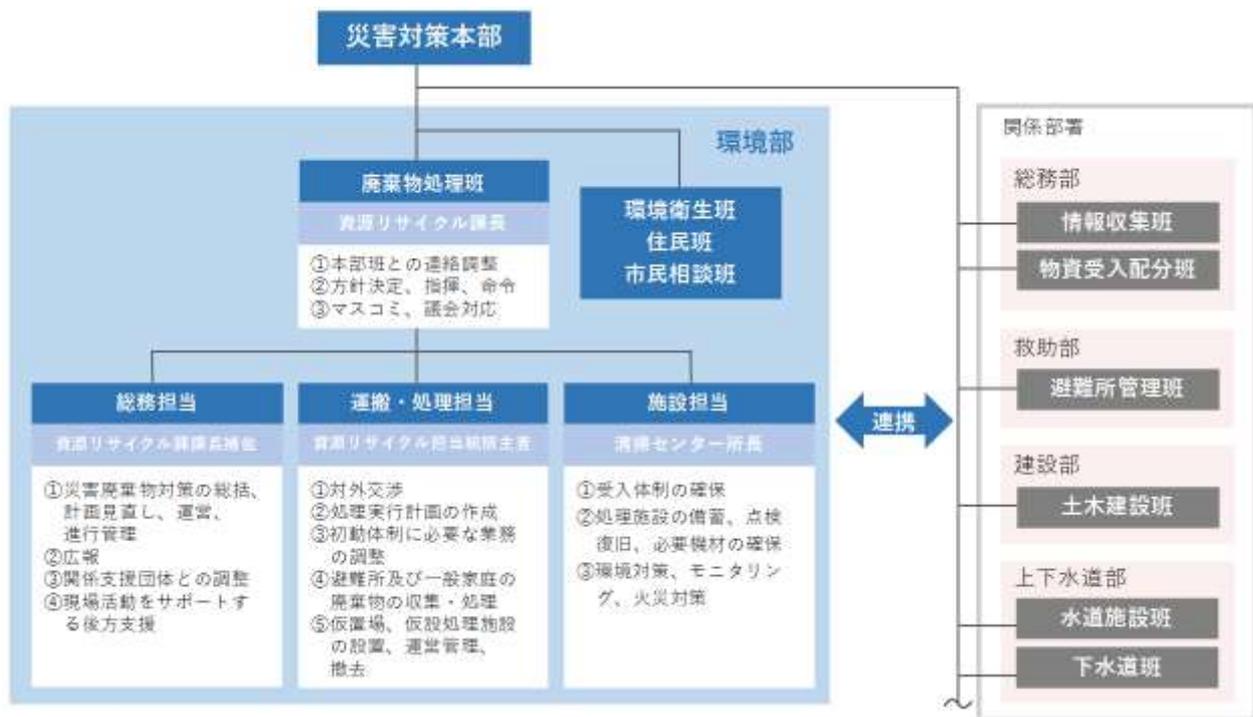


図 3.6.1 和光市地域防災計画に基づく災害時の体制

災害対策を迅速かつ円滑に実施するために、埼玉県等の関係行政機関のほか、協定締結事業者、また一般廃棄物の許可業者など、各主体と被害状況などを共有するとともに、各班からの情報を整理し、廃棄物処理班から本市の処理状況などを発信する。

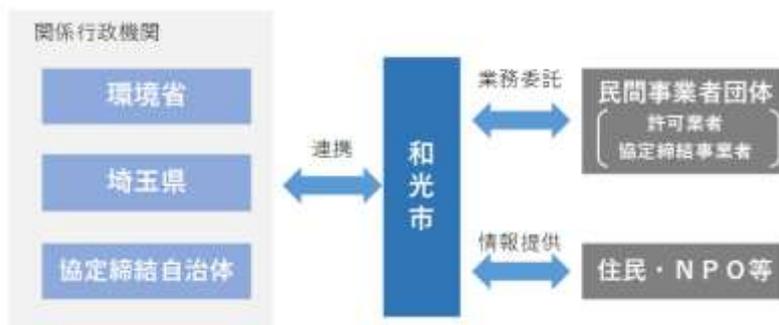


図 3.6.2 情報収集及び連絡体制図

表 3.6.2 災害廃棄物処理に係る組織体制

担当名	人員	主な業務内容	備考
班長 (資源リサイクル課長)	1人	<ul style="list-style-type: none"> ○本部との連絡調整 ○目標・方針の設定、個別の意思決定、指揮命令 ○マスコミ、議会对応 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部からの情報伝達と情報提供 ・長期間継続的に指揮系統が機能するよう、二人以上の責任者体制（意思決定者）を確保するよう努める。
総務担当 (資源リサイクル課課長補佐) (応援1人)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物対策の総括、計画見直し、運営、進行管理 ○広報 ○関係支援団体との調整 ○現場活動をサポートする後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内調整（災害対策本部との連絡、防災部局との連携含む）、国、県、支援団体、広域処理関係、関連情報の集約 ・職員参集状況の確認と人員の確保・配置、労務管理 ・業者選定（施設整備、資機材の調達、仮置場の運営管理、輸送手段の確保等） ・受援体制の確保に係る調整 ・（必要に応じて）現場人員等の宿舍等の確保、燃料等の確保
処理担当 (資源リサイクル担当統括主査) (応援4人)	5人	<ul style="list-style-type: none"> ○対外交渉 ○処理実行計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物関連部局及び施設部局等との調整 ・情報収集、現状の把握・分析・評価、施設計画・作業計画作成 ・リソース（人員、資機材）、廃棄物の発生 ・処理等の状況把握 ・予測、分析、問題把握 ・施設計画の作成（施設等の位置・規模 ・必要仕様の検討、概算費用の把握）、作業計画の作成（見直し）
収集運搬班 (応援1人)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ○初動に必要な業務の調整 ○避難所及び一般家庭の一般廃棄物の収集・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ設置、ごみ収集、し尿処理、処理施設被災状況確認等
仮置場班 (応援1人)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記担当を含む仮置場1か所に必要な人員 7名（交代要員5名）…職員 ・受付2名（交代要員1名）、交通整理2名（交代要員1名）…職員 ・重機2台（交代要員2名）、分別補助1名（交代要員1名）…業者 ・手袋、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴（長靴）、雨合羽、メジャー、温度計等の備蓄、表示板等の準備
施設担当	3人	<ul style="list-style-type: none"> ○受入体制の確保 ○処理施設の備蓄、点検、復旧、必要機材確保 ○環境対策、モニタリング、火災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における一般廃棄物（生活ごみ及び災害廃棄物）の受入体制の確保、調整 ・二次災害防止のための対応 ・運転管理事業者等との連絡調整 ・運転管理計画等の検討
住民窓口担当 ・経理担当 (応援2人)	2人		<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応は、アルバイトの緊急雇用またはコールセンターの設置等で対応 ・処理に係る記録（交付金事務に必須） ・必要な資金の調達・管理 ・施設整備、資機材調達等の契約

第4章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物処理実行計画

1. 基本的な考え方

災害発生時には、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進行に伴い、定期的に見直しを行うものとする。

また、災害廃棄物処理実行計画の策定に当たっては、県の支援を受けるとともに、大規模災害で本市のみでは処理が困難であり、広域的な対応が必要となる場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行うこととなる。

2. 災害廃棄物処理実行計画の項目

災害廃棄物処理実行計画は、被害の状況に応じ、災害廃棄物の種類、発生量推計値、処理期間、処理の基本方針や具体的な処理方法及びスケジュール等を整理し、策定する。

表 4.1.1 災害廃棄物処理実行計画の項目（案）

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

計画の目的\計画の位置づけと内容\計画の期間\計画の見直し

第2章 被害状況と災害廃棄物の量

被害状況\災害廃棄物の量

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

基本的な考え方\処理期間\処理の推進体制

第4章 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理フロー\災害廃棄物の集積\災害廃棄物の選別\災害廃棄物の処理・処分
進捗管理\その他

第2節 災害廃棄物処理の全体像

「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、災害廃棄物処理の対応を、表4.2.1のとおり初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて整理している。

表4.2.1 災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー

行動	初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (～3年程度)
災害廃棄物対策本部の設置			
被災情報の収集、国・関係機関との緊急連絡調整			
県内災害廃棄物発生量の推計	1か月以内を目処 (→処理の進捗に応じて見直し)		
県内処理体制の構築(協議・調整)			
災害廃棄物処理実行計画の作成		(→処理の進捗に応じて見直し)	
一次仮置場の指定(被災市町村内を想定)	1か月以内を目処		
災害廃棄物の撤去、 一次仮置場への搬入	道路啓開ごみ		
	解体ごみ	1年以内を目処	
二次仮置場の指定・整備(広域処理を想定)			
災害廃棄物の処理	二次仮置場への搬入		
	二次仮置場での中間処理		
	焼却灰等の埋立処分		
一次・二次仮置場の原状復旧			
避難所仮設トイレ配備、ごみ収集ルートの設定			
避難所(仮設住宅)ごみ・し尿の処理実施			
通常の生活ごみの処理実施			

県実施(市町村連携・協働) 市町村実施(事務委託による県実施含む)

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成29年3月)

また災害廃棄物の種類別に、処理フロー及び処理の考え方を以下に示す。

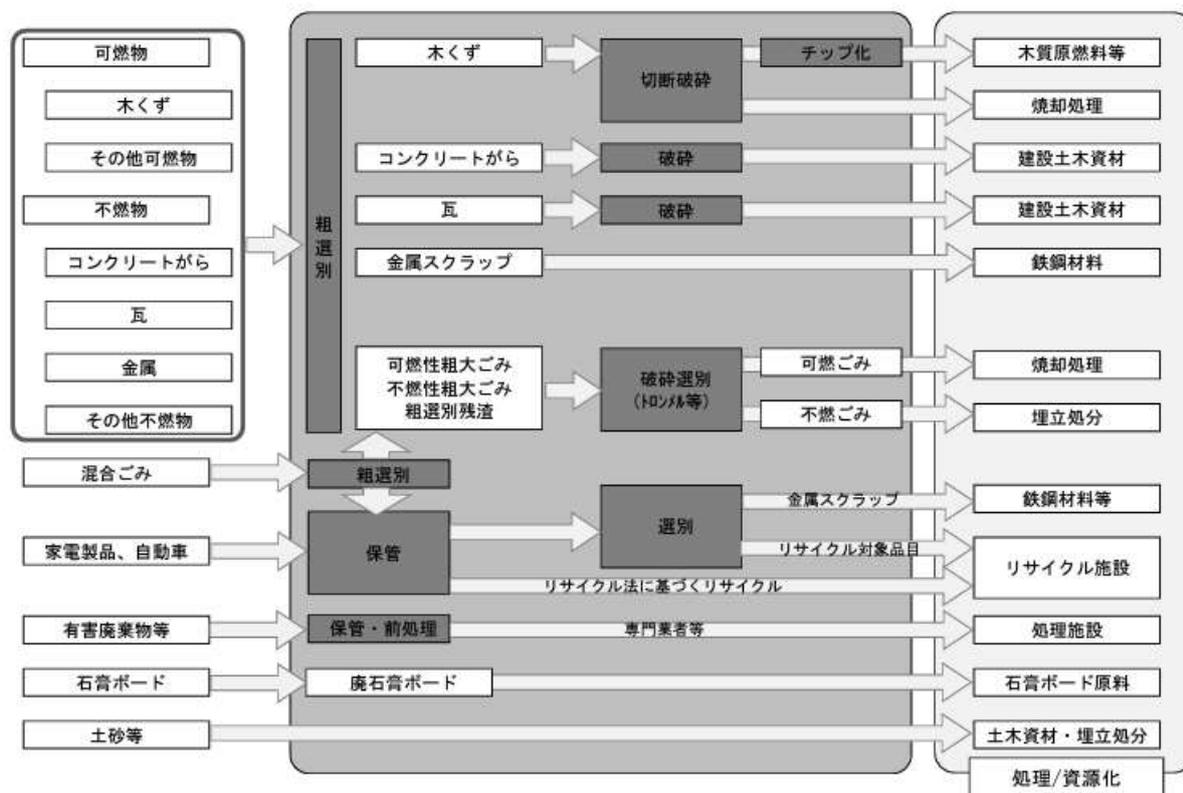


図 4.2.1 災害廃棄物の種類別処理フロー

表 4.2.2 災害廃棄物の処理の考え方

種類	処理の考え方
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高く、製紙原料となるため、極力リサイクルに努める。 ・その他の合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。 ・チップ化後の長期保存は、品質の劣化につながることから、チップ化しない状態で保管するためのストックヤードの確保が必要である。 ・土砂や水分が付着した木くず等を焼却処理する場合、焼却炉の発熱量が低下し、処理基準（800℃以上）を下回らないよう、助燃剤や重油の投入等が適宜必要となる。
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> ・極力土木資材としてのリサイクルに努める。 ・コンクリートがらは、路盤材等としてリサイクルされているが、発生量が多過ぎて引受事業者の確保が困難と想定される。災害復興等公共事業での優先的活用を検討し、国・県・市町村でも積極的に使うことが必要である。 ・公共事業等で利用できない場合、ストックが増えるため、災害復興事業におけるコンクリートがらの需給を考慮したストックヤードの確保が必要である。

金属くず	<ul style="list-style-type: none"> 売却を基本とするが、選別が困難であるなどによりリサイクルできないものは埋立処分する。
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。 家具、建具、畳、ふとん等の可燃性粗大ごみ及び可燃性建材等は、破碎処理した上で焼却処理することを基本（できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。）とし、不燃物との選別が困難である等焼却処理になじまないものは埋立処分する。
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物や金属くず等と一体となった不燃物は、破碎して機械選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残渣は埋立処分する。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 畳や食品、食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品など腐敗しやすい廃棄物は、優先的に処理を行う。特に夏季は腐敗しやすいため、早期に行う。
廃家電等	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法対象の4品目は家電リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。 廃家電（家電リサイクル法対象外）はできる限りリサイクルすることとし、石油ストーブ、原動機付きの農機具等は、燃料・エンジンオイルの抜き取り、バッテリーの除去等を行った上で金属くずを売却し、残渣は埋立処分する。
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。
有害廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物、PCB含有廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、毒劇・劇物の有害廃棄物等は、分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。
その他、適正処理困難	<ul style="list-style-type: none"> 石膏ボードを石膏ボード原料に利用するためには、汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管する。 消火器、ガスボンベ類などの危険物は、専門業者で処理を行う。

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月）

第3節 災害廃棄物発生量の推計

1. 災害廃棄物発生量（想定）

第2章 第1節で設定した対象災害における災害廃棄物発生量と種類別内訳は、以下のとおりである。

1) 地震

「東京湾北部地震」発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、表4.3.1に示す。

表4.3.1 東京湾北部地震発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳

区分\項目	被害量 (棟) ^{※1}	災害 廃棄物量 (t) ^{※2}	種類別内訳(t) ^{※1}				
			可燃物 ^{※3}	不燃物	コンクリ ートがら	金属	柱角材
全壊	412	66,332	5,307	18,573	38,473	1,990	1,990
半壊	1,836	58,752	4,700	16,451	34,076	1,763	1,763
焼失（木造）	250	26,707	27	17,360	8,279	1,068	0
焼失（非木造）	550	74,304	74	14,861	56,471	2,972	0
計		226,095	10,108	67,244	137,299	7,793	3,753

※1 被害量（棟）は、「和光市地震被害想定調査（平成27年3月）」における被害予測結果による。焼失棟数は、上記被害予測結果において最も被害が多い「冬18時（風速8m）」の棟数（800棟）に、「統計わこう（H28年度版）：住宅・土地統計調査（平成25年度）」のデータを基に算出した構造割合（木造：31.2%、非木造：68.8%）を乗じたもの。

※2 災害廃棄物量・種類別内訳は「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」p.10による。

※3 可燃物は、自前のごみ処理施設で対応することを想定し、共同処理施設の整備に当たり、当該処理を見込んだ施設規模とする。

2) 風水害

「荒川氾濫による洪水」発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、表4.3.2に示す。

表4.3.2 荒川氾濫による洪水発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳

	被害量 (世帯) ^{※1}	災害 廃棄物量 (t) ^{※1}	種類別内訳(t) ^{※1}								
			可燃物 ^{※2}	不燃物	コンク リート がら	金属	柱角材	危険物 ・ 有害物	思い出 の品・ 貴重品	廃 家電類	土砂
床上 浸水	2,505	11,523	4,448	1,049	495	300	1,936	58	12	219	3,008
床下 浸水	155	96	37	9	4	2	16	0	0	2	25
計		11,619	4,485	1,057	500	302	1,952	58	12	221	3,033

※1 被害量（世帯）・災害廃棄物量・種類別内訳は、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」p.15、p.18による。

※2 可燃物は、自前のごみ処理施設で対応することを想定し、共同処理施設の整備に当たり、当該処理を見込んだ施設規模とする。

2. 必要処理能力等の推計（まとめ）

東京湾北部地震または荒川氾濫による洪水時に発生する災害廃棄物を処理するために必要となる運搬能力、保管能力（仮置場面積）、処理能力（中間処理、再生利用、埋立処分）を、表4.3.3のとおり推計した。

表 4.3.3 災害廃棄物処理に必要な能力

区分	項目	災害廃棄物処理に必要な能力	
		東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水
運搬能力 ^{※1}	日運搬量(平均)	942t/日	48t/日
	運搬車両必要台数(平均)	135台/日	7台/日
保管能力 ^{※2}	保管量	150,798t	7,738t
	仮置必要面積 ^{※2}	60,716㎡	5,544㎡
処理能力 ^{※3}	焼却処理必要量	12,610t	5,786t
	破碎選別必要量	67,244t	1,057t
	再生利用必要量	167,861t	5,115t
	埋立処分必要量	46,987t	1,298t

※1 被災現場から仮置場への運搬期間を1年間と想定(表4.4.1参照)

※2 災害廃棄物の処理期間を3年間と想定、仮置は積上高5.0mと想定(表4.5.2参照)

※3 焼却処理必要量(表4.6.1参照)、破碎選別必要量(表4.6.2参照)、再生利用必要量(表4.6.3参照)、埋立処分必要量(表4.6.4参照)

3. 災害廃棄物処理フロー

東京湾北部地震が発生した場合の災害廃棄物処理フローを図4.3.1に、荒川氾濫による洪水が発生した場合の災害廃棄物処理フローを図4.3.2に示す。

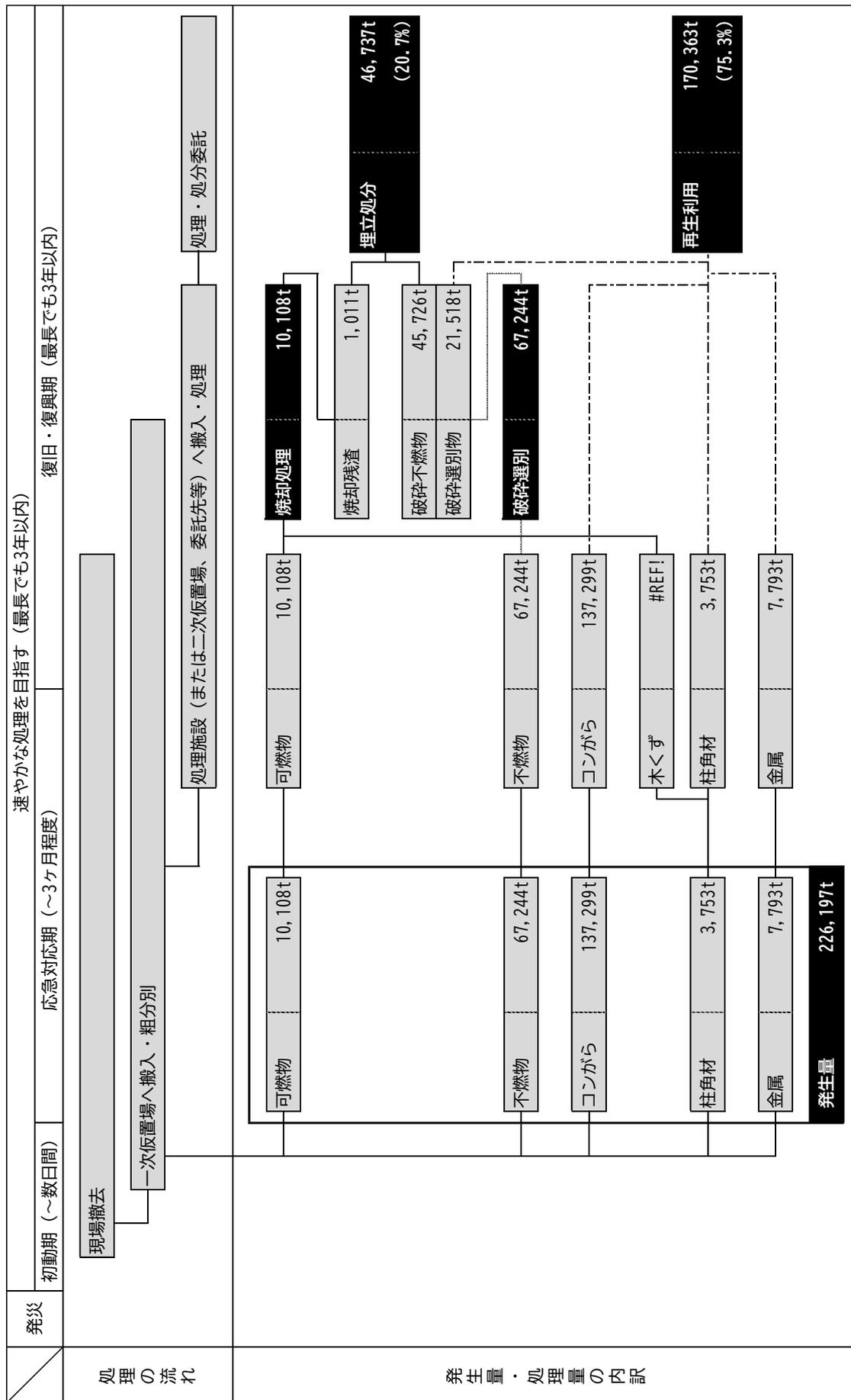


図 4.3.1 災害廃棄物処理フロー (東京湾北部地震)

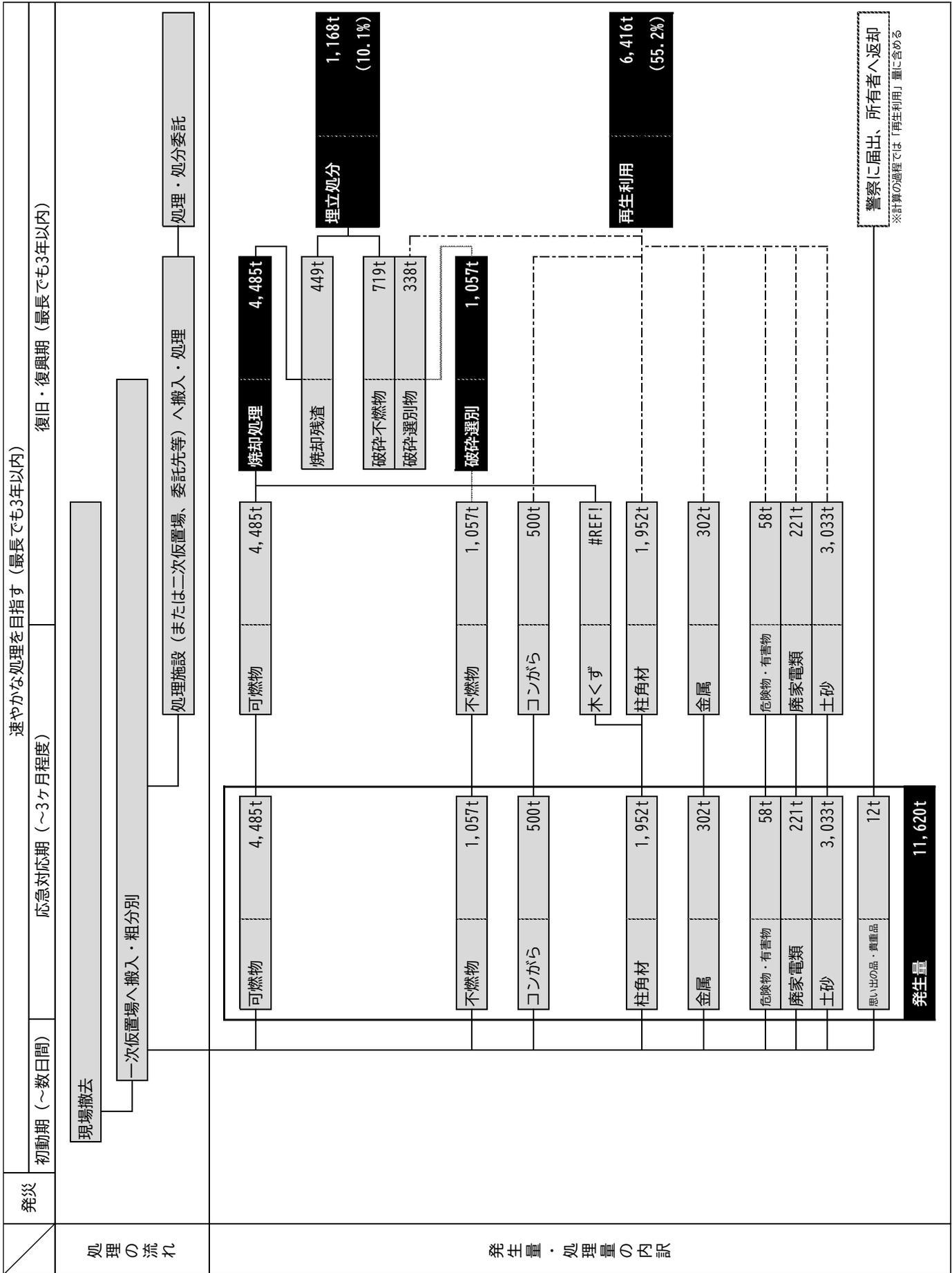
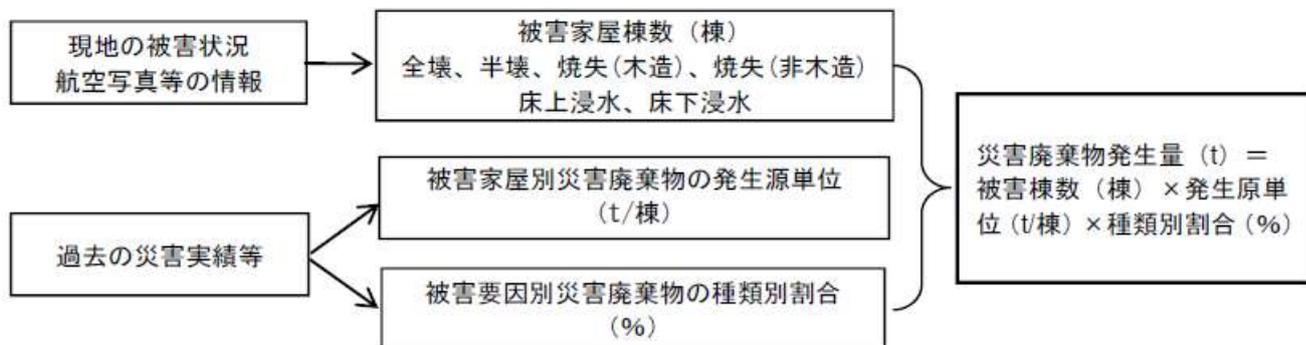


図 4.3.2 災害廃棄物処理フロー（荒川氾濫による洪水）

4. 発災後における災害廃棄物発生量の推計方法

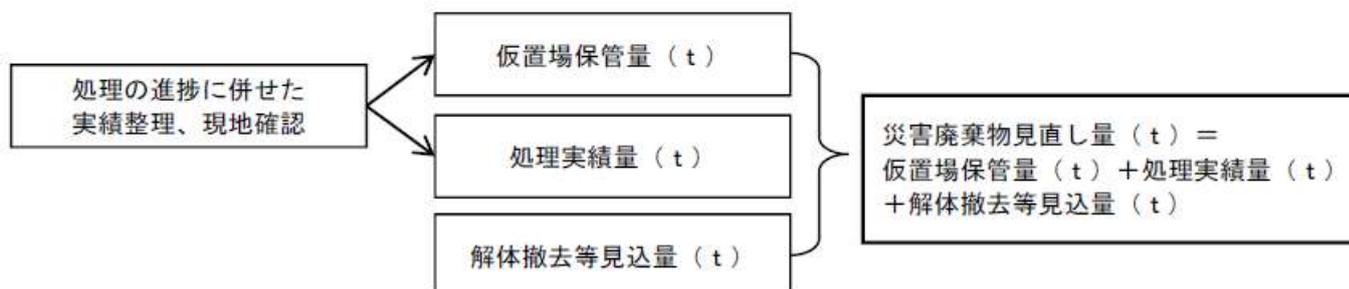
災害発生直後に推計する災害廃棄物の発生量は、処理全体の見直しを立てるための目安として試算する。災害廃棄物量の推計作業を図 4.3.3 に、災害廃棄物推計量の見直し作業を図 4.3.4 に示す。



[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)

図 4.3.3 災害廃棄物量の推計作業

なお、処理の進捗に応じて、被害状況の情報を更に取り入れたり、仮置場の保管量や処理実績量と解体撤去見込量を基に推計値の必要な見直しを行うものとする。災害廃棄物推計量の見直し作業を図 4.3.4 に示す。



[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)

図 4.3.4 災害廃棄物推計量の見直し作業

第4節 収集・運搬

1. 現状

災害廃棄物の現場撤去や仮置場への搬入等について、最大規模の災害を想定し、被災現場から仮置場への運搬を完了する期間を1年間と設定した場合の、必要能力と現状の行政による対応可能能力（被災による車両損傷がなかった場合）は、表4.4.1のとおりである。

現状の本市で対応可能な運搬能力は、東京湾北部地震においては必要能力の0.2%の充足率、荒川氾濫による洪水では必要能力の4.0%であり、いずれも民間事業者や県外自治体等の協力が不可欠である。

表4.4.1 収集運搬に係る現状対応能力

項目	東京湾北部地震		荒川氾濫による洪水	
	日運搬量	日運搬台数	日運搬量	日運搬台数
必要量(a)	942t/日 (=22,6095÷240)	135台/日 (=942÷7.0)	48t/日 (=11,619÷240)	7台/日 (=48÷7.0)
現状対応能力(b) ^{※2}	2t/日 (=467÷240)	56台/日	2t/日 (=467÷240)	56台/日
充足率(b/a)	0.2%	41.6%	4.0%	809.7%

※1 240日/年の稼働条件に基づく。すなわち、日運搬量（必要量）＝災害廃棄物発生量÷240日/年。

※2 一般廃棄物運搬車（収集車は含まない）の合計値。

「一般廃棄物処理事業実態調査」（令和2年度調査結果）における、委託車両運搬車56台、467tから試算。

※3 一般廃棄物運搬車（収集車は含まない）の平均積載量（7.0t/台）に基づく。

すなわち、日運搬車両台数（必要量）＝日運搬量÷7.0t/台。

2. 災害時の対応

災害廃棄物の収集にあたっては、大量に発生する地震や水害等の災害によって発生する廃棄物は、仮置き場等を利用した一時保管を行い、被災者や避難所の生活から発生する廃棄物は、原則としてごみ集積所等を利用した平常時と同様の収集体制により収集を行うものとする。

災害時の収集運搬能力の確保に当たっては、県内の民間事業者団体を中心に協力を得るとともに、県内で不足する場合は、県外への協力支援を要請する。

災害廃棄物の収集運搬に係る本市の役割を表4.4.2、指定緊急交通路を表4.4.3に示す。

表4.4.2 災害廃棄物の収集運搬に係る本市の役割

項目	役割
緊急対応、道路啓開	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後は応急復旧を実施する前に、道路部門との連携のもと、収集運搬車両等の通行ができるように早急に最低限のがれき処理と段差修正を行う。 ・道路啓開に伴う仮置場を指定し、県等に報告する。 ・道路啓開等の情報を基に、収集・運搬ルートを県と協議する。
必要な車両・重機、燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の撤去・運搬に向けて、市内事業者の収集運搬能力、収集運搬機材・人員、燃料の確保方法について確認する。 ・市で対応困難な場合は、県等へ支援を要請する。

収集運搬の実行・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に収集運搬ルートと収集運搬時間の周知をする。 ・ 輸送による市民の生活環境への影響を調査する。生活環境への影響が懸念される場合は、保全措置をとる。 ・ 渋滞や交通安全、生活環境の面で改善の必要性がある場合には、収集運搬ルートや収集運搬時間の変更を検討する。 ・ 国庫補助として請求することも考慮し、毎日、種類別の発生量、被災現場からの搬出量、仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量等の情報（写真を含む）や車両のタイプ、積載量、1日当たり延べ台数を記録する。
------------	--

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成29年3月)より一部抜粋、加筆

表 4.4.3 指定緊急交通路

路線名		区間
優先順位1	国道254号線バイパス	朝霞市との市境～市道378号線
	国道298線	戸田市との市境～市道528・529号線
	国道254号線	和光市内全線
	主要地方道練馬川口線	和光市内全線
	一般県道新座和光線	和光市内全線
	一般県道新座志木線	一般県道新座・和光線～朝霞市との市境
	一般県道新倉蕨線	一般県道和光・志木線～主要地方道和光インター線
	主要地方道和光インター線	一般県道練馬・川口線～市道522・524号線
	県道東京・朝霞線	和光市内部分
優先順位2	市道1号線	市道412号線～全線
	市道378号線	国道254号線バイパス～一般県道新倉・蕨線
	市道404号線	市道408号線～主要地方道練馬川口線
	市道406号線	一般県道新座・和光線～国道254号線
	市道407号線	国道254号線～市道476号線
	市道408号線	主要地方道練馬川口線～全線
	市道412号線	全線
	市道475号線	一般県道新倉蕨線～一般県道新座和光線
	市道476号線	国道254号線～市道404号線
	市道481号線	市道476号線～市道408号線
	市道511号線	主要地方道新座和光線～国道254号線
	市道522号線	主要地方道和光インター線～練馬区との区境
	市道524号線	主要地方道和光インター線～練馬区との区境
	市道526号線	主要地方道和光インター線～市道2002号線
	市道527号線	主要地方道和光インター線～市道2002号線
	市道528号線	国道298号線～主要地方道和光インター線
	市道529号線	国道298号線～主要地方道和光インター線
	市道537号線	一般県道新倉蕨線～主要地方道練馬川口線
市道2002号線	市道475号線～主要地方道練馬川口線	

[出典]「和光市地域防災計画」(平成31年3月)

また特記事項として、被災家屋の解体撤去、廃石綿・石綿含有廃棄物の保管及び収集運搬に関する留意事項を表 4.4.4 に示す。

表 4.4.4 留意事項

項目	留意事項
被災家屋の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等は関係部局と連携し、倒壊の危険性のある建物等から優先的に解体撤去を実施する。 ・解体撤去の時期を市民へ広報するとともに、所有者の意思を確認の上、必要な解体撤去を順次行う。 ・解体撤去時には、石綿の飛散防止対策を講じるとともに、石綿含有物とそれ以外との分別を徹底する。 ・市の分別区分で廃棄物を分別し、仮置場等に運搬する。 ・作業者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスクを着用する。 ・被災家屋の状態（被災家屋が建築物としての形態を残している場合など）によって、建設リサイクル法の対象となる場合がある。 ・石綿が使用されている建築物を解体等作業する場合、関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、石綿障害予防規則）を遵守する必要がある。 ・解体費は、災害廃棄物処理に対する国庫補助は出ないのが原則だが、大規模災害で認められた例がある。
廃石綿・石綿含有廃棄物の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿不含有の廃棄物に分類する。さらに石綿含有廃棄物を、石綿含有廃棄物とみなし石綿含有廃棄物とに再分類することが望ましい。 ・保管場所には周囲に囲いを設け、見やすい箇所に廃石綿等又は石綿含有廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設ける。 ・掲示板は縦横 60cm 以上とし、保管場所の責任者の氏名又は名所及び連絡先等を表示する。
廃石綿・石綿含有廃棄物の収集運搬に関する留意事項	<p>《廃石綿》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬に当たっては、他の物と区分する。 ・廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損等により石綿を飛散させないように慎重に取り扱う。 ・運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散、流出のおそれのないものとし、運搬車両の荷台に覆いを掛ける。 <p>《石綿含有廃棄物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬に当たっては、他の物と区分する。 ・運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造とする。

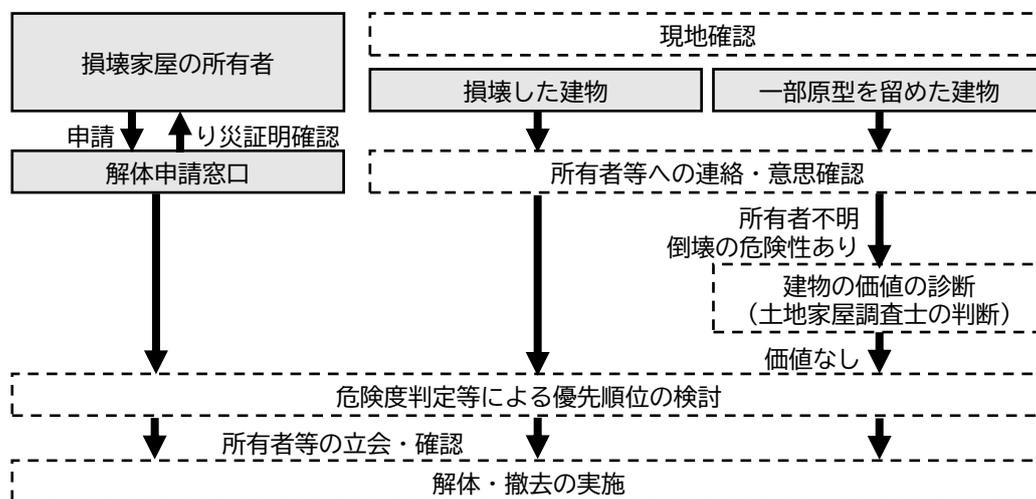
[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）を参考に作成

【解体撤去について】

損壊家屋等の撤去は、原則として所有者が実施するが、半壊以上の損壊家屋等については、発災時に国が示した方針に従い、公費による撤去又は自費撤去費用の償還を実施する場合がある。なお、一部損壊の家屋など修繕すれば住むことができる家屋については、原則として公費による撤去等を行わない。

公費撤去の手順をつぎに示す。

- ①撤去申請窓口を設置し、り災証明（全壊、大規模半壊、半壊）の確認や所有者の撤去意思を確認する。
- ②申請を受け付けた建物等については、図面等で整理を行い、現地調査による危険度判定や、効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、優先順位を検討する。
- ③撤去の着手にあたっては、所有者や関係者の立会いを求め、撤去範囲等の最終確認を行う。



なお、危険性等の観点から緊急に対処する必要がある場合には、倒壊してがれき状態になっているものや一定の原型を留め敷地内に残った建物について、現地確認のうえ、所有者からの申請によらず、市の判断により廃棄物として撤去を行う場合がある。その場合には、次の点に留意する。

- ・可能な限り所有者等に連絡を行い、その意思を確認したうえで、撤去を行う。
- ・一定の原型を留め敷地内に残った建物で、所有者等に連絡が取れない場合は、土地家屋調査士に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、所有者等の立会・確認を行わずに撤去を行う。なお、その場合には、現状を写真等で記録する。

第5節 仮置場

1. 仮置場の種類

仮置場の種類は表 4.5.1 のとおりとし、被害状況及び規模により適切な種類・数を設置する。

表 4.5.1 仮置場の種類

種類	概要	規模
市民仮置場	車両通行路の確保、被災者の生活環境・空間の確保・復旧等のためのやむを得ない措置として、被災地近隣において、道路上の散乱物及び早急に排出する必要がある被災家屋等からの片付けごみを一次仮置場へ搬入することが困難な場合に、一時的に集積する場所。 生活ごみ集積所と区別しておく。	小
一次仮置場	損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物や被災家屋等からの片付けごみを搬入し、粗選別した後、一時保管しておく場所。	中～大
二次仮置場	一次仮置場で粗選別した災害廃棄物を搬入し、破碎選別機等により細かな破碎・選別を行い処分・再資源化先に搬出するとともに、必要に応じて仮設焼却炉を設置して処理を行う場所。 災害規模に応じて、広域エリア内に設置することが多い。	特大

2. 現状

災害廃棄物量の推計値から算出した一次仮置場必要面積は、表 4.5.2 のとおりである。

東京湾北部地震においては、災害廃棄物の一時的な保管場所である一次仮置場を少なくとも 61,000 m³程度以上、荒川氾濫による洪水では 5,600 m³程度以上を確保する必要がある。

表 4.5.2 一次仮置場の必要面積

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水 ^{※3}
保管量 ^{※1}	150,798t	7,738t
必要面積 ^{※2} (積上高 5.0m として)	60,716 m ²	5,544 m ²
必要面積 ^{※2} (積上高 3.0m として)	101,194 m ²	9,241 m ²

※1 保管量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量、年間処理量＝災害廃棄物の発生量／処理期間

※2 必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

見かけ比重：可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³

積み上げ高さ：5m、3m

作業スペース割合：1

※3 荒川氾濫による洪水の場合、「思い出の品・貴重品」12t を除く。

3. 災害時の対応

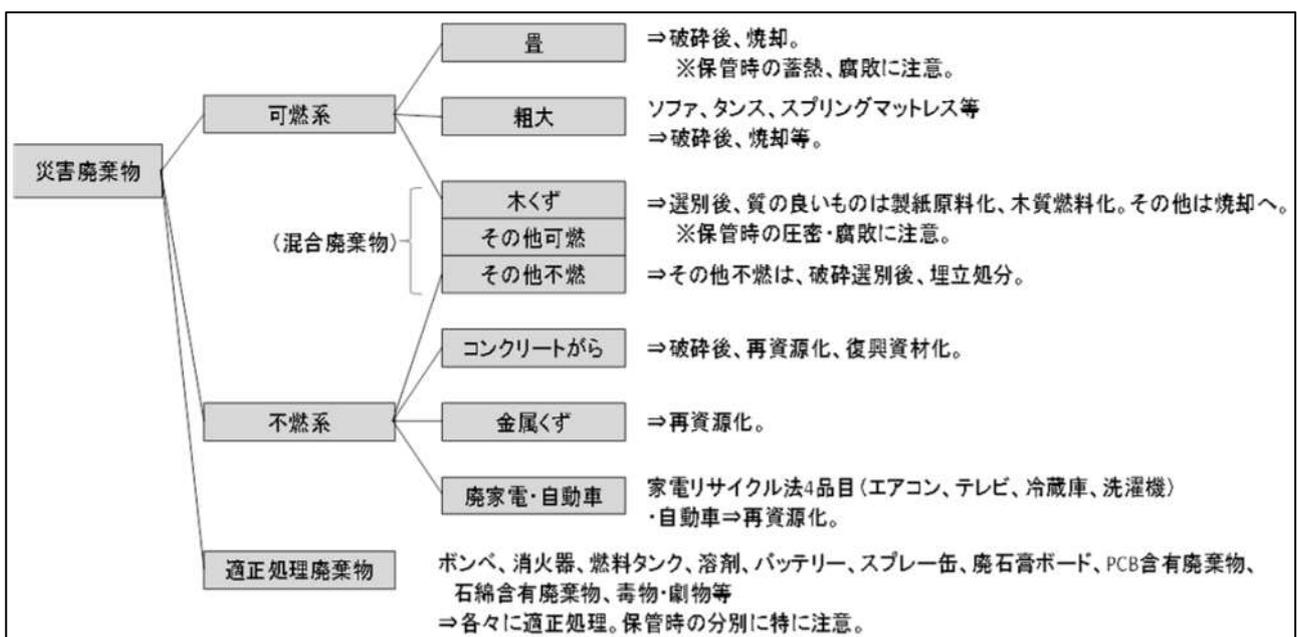
(1) 概要

大規模災害発生時には、速やかな災害廃棄物の現場撤去を実施するため、あらかじめ選定した仮置場候補地等から粗選別・保管を行うための一次仮置場を指定し、その運営管理を行う。また、必要に応じて、広域エリア内において中間処理施設等の用地を含む二次仮置場を確保し、一次仮置場からの早期受入に努める。一次仮置場確保後は、災害廃棄物の搬入・搬出の管理に加え、分別、保管管理を適切に行う。一次仮置場の確保及び運営管理に係る本市の役割を表 4.5.3 に、現場撤去から仮置場搬入・保管に係る分別の目安を図 4.5.1 に示す。

表 4.5.3 一次仮置場の確保及び運営管理に係る本市の役割

項目	役割
緊急対応、道路啓開	・道路啓開に伴う仮置場を指定し、県等に報告する。なお、道路啓開は、主要な仮置場や中間処理施設を優先して行う。
仮置場の使用	・市内の災害廃棄物の発生量に応じて、必要な仮置場使用の手続きを行う。
仮置場運用管理体制の構築	・仮置場返還の条件に応じて、必要な事前調査（土壌分析等）を行う。 ・仮置場の地盤・搬入出路を整備するとともに、必要な資機材等の調達や分別等の基準策定、整備・運営管理の監督員の配置等を行い、仮置場の管理体制を確保する。
仮置場運用管理	・仮置場への搬入・保管・搬出の状況を管理・把握し、県に報告する。 ・分別保管の徹底のため、仮置場ごとに保管物種類を看板等で表示し、異なる災害廃棄物の混合を防ぐ。
終了後の原状復旧	・仮置場返還の条件に応じて、土壌汚染の有無等を確認し、原状復旧を行う。原状復旧を効率的に進めるため、仮置場供用時の土地使用状況を記録する。

〔出典〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）より一部抜粋、加筆



〔出典〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）

図 4.5.1 現場撤去から仮置場搬入・保管に係る分別の目安

(2) 一次仮置場の選定

また、一次仮置場選定に当たって留意すべき事項は、つぎのとおりである。

- ・二次災害のおそれがない場所が望ましい。
- ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。
- ・搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。
- ・仮置場の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、跡地利用、関連重機や車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。
- ・選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地等を利用するのが望ましい。なお、他部局と調整を図った上で選定作業を行う。
- ・グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

以上の留意事項を元に、本市における一次仮置場候補地をつぎのとおり抽出する。

まず、住宅地と隣接していない市内のオープンスペースを基本として、仮置場となり得る優先候補地を表 4.5.4 に示す。次に、2,000 m²以上のオープンスペースとして、市が所有又は借地公園・広場を 2 次候補地として表 4.5.5 に示す。なお、仮置場の検討を行う際は設置遊具等を避けて使用することを検討する。

なお、すべての仮置場候補地を合計しても、仮置可能面積は 46,196 m² (18,395 m²+27,801 m²) しかなく、東京湾北部地震の場合は表 4.5.2 で求めた必要面積 (60,716~101,194 m²) を賄えない。「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、搬入調整を行いながら、被災地域の情報に詳しい市民の代表者（自治会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努めていく必要がある。

また、最も優先度の高い和光市運動場を例として、搬出入ルート（案）を図 4.5.2 に、レイアウト図を図 4.5.3 に示す。

- ・搬入と搬出の動線が交差しないよう、市内の主要道路とのアクセスに考慮し、ルートを設定した。
- ・外周には仮囲いを設置し、構内通路は一方通行とした（大型車が通行できる車幅を確保する）。
- ・火災防止のため、積上げは 5m 以下、1 区画は 200 m² 以下とし、区画間は 2m 以上離れた（1 区画で不足する場合は山の上に 2m 以上の空間を設けて運用する）。
- ・できる限り分別、切り返し、搬出等のためのスペースを確保した。

表 4.5.4 一次仮置場候補地一覧表（優先候補地）

発災前の優先順位	候補地名	所在地	敷地面積(m ²)	仮置可能面積(m ²)	留意事項	管理者(所有者)連絡先	確認日
1	和光市運動場	南 2-2-2	21,975	15,383	・土と芝生 ・南保育園近隣 ・第3中学校隣	スポーツ青少年課	
2	花の木ゲートボール場・外環花の木広場	新倉 2-3450 新倉 2-3431	1,710	1,197	・土 ・外環自動車道側道から出入り ・道路占用区域 ・外環高架下のため、仮置場使用前に安全性について点検の必要あり。 ・花ノ木ゲートボール場は車両出入口新設の必要あり。	スポーツ青少年課 危機管理室（日本高速道路保有・債務返済機構） 公園みどり課	
3	アグリパーク	新倉	2,593	1,815	・市民農園として貸付け ・第一種農地 ・浸水想定区域	産業支援課	
				18,395			

※和光市運動場については、災害廃棄物の仮置場として一時的に使用するが、仮設住宅用地としての用途もあるため、使用後は速やかに撤去し、現況復旧する。

【出典】和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）（令和2年3月）を元に見直し

表 4.5.5 一次仮置場候補地一覧表（2次候補地）

発災前の優先順位	候補地名	所在地	敷地面積(m ²)	仮置可能面積(m ²)	留意事項	管理者(所有者)連絡先	確認日
	松ノ木島公園	新倉 7-10	2,397	1,678	・勤労福祉センター隣 ・ベンチ サークルベンチ健康遊具あり、トイレあり ・調整池機能あり	公園みどり課	
	上谷津公園	新倉 1-28	2,107	1,475	・花壇、ブランコ、木製 築山、遊具、砂場、時計、ベンチ、スツール、シェルター、照明灯、トイレあり	公園みどり課	
	まました橋広場	下新倉 2-34	2,036	1,425	・鉄棒、砂場、健康遊具、スプリング遊具、平均台、パーゴラ、ベンチ、防球ネット、トイレあり ・地下調整池あり	公園みどり課	
	本町児童公園	本町 31	3,208	2,245	・ジャングルジム、すべり台、砂場、ブランコ、鉄棒、ベンチ、バスケットゴール、トイレあり	公園みどり課	
	せせらぎ公園	丸山台 2-1	3,417	2,392	・水遊び場、ベンチ、複合遊具、テーブル、砂場、あづまや、鉄棒、ブランコ、スツール、日よけ、トイレあり	公園みどり課	
	広沢原児童公園	広沢 1	6,549	4,584	・複合遊具、シーソー、砂場、ヒュームトンネル、タイヤ遊具、ブランコ、鉄棒、ベンチ、パーゴラ、すべり台、スプリング遊具、スツール、コンクリート遊具、トイレあり	公園みどり課（財務省）	
	緑の公園	丸山台 2-23	3,293	2,305	・ベンチ、テーブル、複合遊具、縁台、花壇、パーゴラ、健康遊具、スプリング遊具、トイレあり	公園みどり課	
	ワンパク公園	丸山台 3-2	3,898	2,729	・ベンチ、砂場、複合遊具、パーゴラ、スプリング遊具、防球ネット、縁台、テーブル、スツール、日よけ、トイレあり	公園みどり課	
	越後山中央公園	南 1-16	4,500	3,150	・ステップ遊具、ベンチ、健康遊具、ブランコ、砂場、テーブルベンチセット、トイレあり	公園みどり課	
	みつば公園	新倉 5-8	2,697	1,887	・フィットネス遊具、壁打ち、バスケットゴール、回転遊具、ボルダリングウォール、防球ネットあり	公園みどり課	
				23,870			

【出典】和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）（令和2年3月）を元に見直し



【凡例】 仮置場敷地 ➔ 搬入ルート ➔ 搬出ルート

図 4.5.2 和光市運動場への搬出入ルート（案）

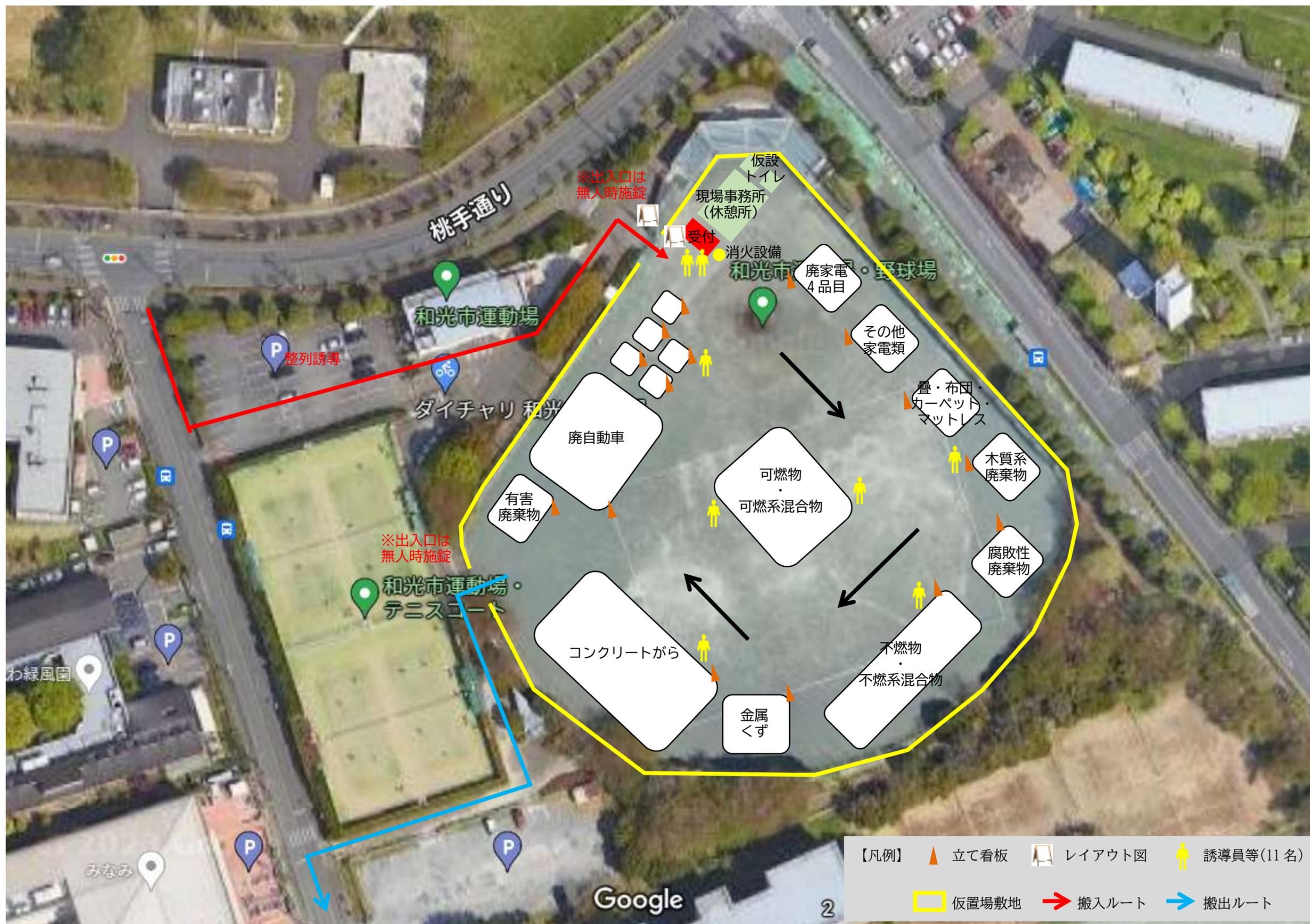


図 4.5.3 和光市運動場における一次仮置場レイアウト (案)

(3) 一次仮置場の運用

また、一次仮置場の運用に当たって留意すべき事項は表 4.5.6 のとおりである。

表 4.5.6 一次仮置場運用の留意点

項目	留意点
災害廃棄物の分別	・災害廃棄物の仮置場における分別作業は、ボランティア活動との連携が不可欠となる。分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。
搬入・搬出管理	・災害廃棄物の作業効率を高め、さらに不法投棄を防止するためには、正確で迅速な搬入・搬出管理が必要である。また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。
野外焼却の防止	・仮置場の設定が遅くなる、もしくは周知が徹底しない場合、野外焼却をする住民が出てくる可能性がある。環境・人体への健康上、「野外焼却禁止」を呼びかけておく。
仮置場の安全管理	・作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。
仮置場の路盤整備	・仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業効率を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を輸送し、路盤として使用することもできる。
搬入出路の整備	・アクセス・搬入出路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。なお、発生した災害廃棄物を、事後の復旧を考慮した上で浸水地区への仮設道路の基盤材として使うことも可能である。
周辺道路の交通整理	・仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を引き起こすおそれがあることから、仮置場への搬入経路を設定したり、誘導員を配置するなど、交通整理を行う。
仮置場における火災予防	<ul style="list-style-type: none"> ・木くずや可燃物は、高さ 5m 以上積み上げを行わない。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除く。 ・山を重機で踏みつぶさないように注意する。 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2m 以上設ける。 ・消火用水や消火器を準備する。

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）を元に一部加筆修正

第6節 処理

災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎選別処理、焼却処理等の中間処理、再生利用、埋立処分等の処理を行う。災害廃棄物処理に必要な中間処理能力、再生利用ルート、埋立処分能力は、既存施設の能力を最大限に生かすとともに、不足分について、県外施設への広域処理や仮設処理施設の整備により確保する。

1. 要処理量

(1) 焼却処理

最大規模の災害時に発生する廃棄物に対して、必要となる概略の焼却処理量を算定した。各災害における算定結果は、表 4.6.1 のとおりである。

表 4.6.1 焼却処理に関する要処理量

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水
可燃物	10,108t	4,485t
計	10,108t	4,485t

※ 焼却割合を可燃物 100%とした。

(2) 破碎選別

最大規模の災害時に発生する廃棄物に対して、必要となる破碎選別量を算定した。

算定に当たっては、不燃物全量を処理することとした。各災害における算定結果は、表 4.6.2 のとおりである。

表 4.6.2 破碎選別に関する要処理量

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水
不燃物	67,244t	1,057t
計	67,244t	1,057t

※ 破碎選別割合を不燃物 100%とした。

(3) 再生利用

最大規模の災害時に発生する廃棄物に対して、必要となる再生利用量を算定した。

算定に当たっては、コンクリートがら、金属及び柱角材は全量、破碎選別量の一部を再生利用することとした。なお、荒川氾濫による洪水においては、危険物・有害物、思い出の品・貴重品、廃家電類、及び土砂全量を再生利用量することとした。各災害における算定結果は、表 4.6.3 のとおりである。

表 4.6.3 再生利用に関する要処理量

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水
コンクリートがら	137,299t	500t
金属	7,793t	302t
柱角材	3,753t	1,952t
破碎選別物	21,518t	338t
危険物・有害物	—	58t
思い出の品・貴重品	—	12t
廃家電類	—	221t
土砂	—	3,033t
計	170,363t	6,416t

※ 再生利用割合をコンクリートがら、金属、柱角材、危険物・有害物、思い出の品・貴重品、廃家電類、土砂 100%、破碎選別物量は破碎処理量の 32%とした。

(4) 埋立処分

最大規模の災害時に発生する廃棄物に対して、必要となる埋立処分量を算定した。

算定に当たっては、焼却残渣と破碎不燃物を処分することとした。各災害における算定結果は、表 4.6.4 のとおりである。

表 4.6.4 埋立処分に関する要処分量

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水
焼却残渣	1,261t	579t
破碎不燃物	45,726t	719t
計	46,987t	1,298t
埋立容量	58,734 m ³	1,623 m ³

※ 埋立処分割合を焼却残渣(焼却処理量の 10%)、破碎不燃物(破碎処理量－破碎選別物、68%相当)とした。

※ 埋立容量は覆土換算係数 1.25 m³/t とした。

2. 既存施設の処理能力

「災害廃棄物対策指針」に基づき、焼却施設は想定震度6強以上の全施設において4か月間処理能力が63%低下し、被災後1年間は21%低下するとされているため、これに基づいて和光市清掃センターの発災初年度の処理能力を表4.6.5のとおり試算した。

試算の結果、発災後5ヶ月を超えるまでは災害以外のごみ（生活系ごみ及び事業系ごみ）も賄いきれず、8ヶ月を超えてやっと災害廃棄物の処理が開始できる状態といえる。

表 4.6.5 和光市清掃センターの処理能力（発災初年度）

項目\月数		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目
定格能力	t/日	120	120	120	120	120	120
能力低下	—	63%	63%	63%	63%	21%	21%
処理能力	t/日	44	44	44	44	95	95
災害以外のごみ	t/日	67	68	69	70	71	72
余剰能力	t/日	-23	-24	-25	-26	24	23
余剰能力(累計)	t/日	-23	-47	-72	-98	-74	-51

項目\月数		7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目
定格能力	t/日	120	120	120	120	120	120
能力低下	—	21%	21%	21%	21%	21%	21%
処理能力	t/日	95	95	95	95	95	95
災害以外のごみ	t/日	67	68	69	70	71	72
余剰能力	t/日	28	27	26	25	24	23
余剰能力(累計)	t/日	-23	4	30	55	79	102

3. 災害時の対応

前項の結果より、発災初年度については発災直後から処理委託を想定しておく必要がある。

なお、本市の粗大ごみ処理施設は休止中であるため、不燃系の災害廃棄物についても処理委託が必要となる。

第7節 市民の生活確保

1. 現状

(1) 避難所ごみ

大規模災害発生時には、災害廃棄物の処理だけでなく、市民生活を確保するために必要となる生活系ごみの処理も並行して進めなければならない。大規模災害時の生活系ごみは、一般住宅から発生するもののほか、避難生活から発生する避難所ごみにも対応する必要がある。

避難所ごみを含む生活系ごみについては、プラスチック系ごみが増える傾向はあるものの、平時の生活系ごみ処理量と著しい差はないと考えられるため、既存の処理施設での処理が原則となる。

最大規模の災害において想定される避難者数等の推計値を基に、発災1日後・1週間後・6か月後の発生源単位も平時と同様と仮定し、避難所ごみ量を表4.7.1～表4.7.2に試算する。原則、避難所の開設期間は6ヶ月と言われているが、参照した被害想定では6ヶ月後の避難者数が10,974人となっていることから、最大12ヶ月後に0人になると仮定した。結果として、避難所開設期間(12ヶ月間)における避難所ごみ量合計は、2,214tと見込まれる。

表4.7.1 避難所ごみ量の概要

項目	単位	東京湾北部地震(冬18時の場合)		
		発災1日後	1週間後	6か月後
人口(累計) ^{※1}	人	83,930	83,930	83,930
死者数(累計) ^{※2}	人	59	59	59
生存者数(累計)	人	83,871	83,871	83,871
うち、避難者数(時点) ^{※2}	人	21,948	18,290	10,974
発生源単位 ^{※1}	g/人・日	626.38	626.38	626.38
避難所ごみ量	t/日	14	11	7

※1 令和3(2021)年実績(人口は10月1日現在)を代入した。

※2 「地域防災計画」(平成31年3月)における地震被害数参考資料、和光市被害想定に示す値を用いた。

※ 荒川氾濫による洪水の被害想定はない。

表 4.7.2 避難所ごみ量の試算（詳細）

時系列	避難者数	発生原単位	日数	発生量
	(人)	(g/人・日)	(日)	(t)
1ヶ月目 1日	21,948	626.38	1	14
1ヶ月目 2日	21,338	626.38	1	13
1ヶ月目 3日	20,728	626.38	1	13
1ヶ月目 4日	20,118	626.38	1	13
1ヶ月目 5日	19,508	626.38	1	12
1ヶ月目 6日	18,898	626.38	1	12
1ヶ月目 7日～月末	18,290	626.38	25	286
2ヶ月目	16,827	626.38	30	316
3ヶ月目	15,364	626.38	31	298
4ヶ月目	13,901	626.38	30	261
5ヶ月目	12,438	626.38	31	242
6ヶ月目	10,974	626.38	30	206
7ヶ月目	9,145	626.38	31	178
8ヶ月目	7,316	626.38	31	142
9ヶ月目	5,487	626.38	30	103
10ヶ月目	3,658	626.38	31	71
11ヶ月目	1,829	626.38	30	34
12ヶ月目	0	626.38	31	0
合計				2,214

また、収集場所や収集運搬ルートについては、避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて、収集保管場所を確保するとともに、収集運搬ルートを決定のうえ、収集運搬体制を構築する。なお、東日本大震災時には全国都市清掃会議が中心となり、パッカー車の応援要請がなされている。

(2) し尿処理

大規模災害発生時のし尿処理については、避難所に仮設トイレが設置され、平時水洗化世帯が避難所で仮設トイレを使用することによるし尿収集量の増加が想定される。

最大規模の災害において想定される避難者数等の推計値を基に、発災1日後・1週間後・6か月後の仮設トイレ必要数とし尿発生量を推計した結果を表4.7.3に示す。

仮設トイレは被害想定1週間時点で453基必要と見込まれる。業界団体や県内外の自治体の協力を検討する必要がある。なお、東日本大震災時には全国都市清掃会議が中心となり、バキュームカーの応援要請がなされている。

表 4.7.3 し尿収集必要量

項目	単位	東京湾 北部地震	計算式	
人口	人	83,930	a	R3実績
死者数	人	59	b	被害想定
生存者数	人	83,871	c	a-b
水洗化区域居住	人	82,948	d	c×98.9%
非水洗化区域居住	人	923	e	c×1.1%
避難所生活者	人	18,290	f	被害想定（1週間後）
水洗化区域居住	人	18,089	g	c×98.9%
非水洗化区域居住	人	201	h	c×1.1%
避難所外生活者	人	65,581	i	c-f
水洗化区域居住	人	17,272	j	被害想定
断水により 仮設トイレ使用	人	17,272		
水洗化	人	47,587	k	d-g-j
非水洗化区域居住	人	722	l	e-h
仮設トイレ必要者数	人	35,562	m	g+h+j
仮設トイレ必要基数	基	453	n	m÷o
※仮設トイレ設置目安	—	78	o	p÷q÷r
仮設トイレの平均的容量	L	400	p	国技術指針【技14-3】より
し尿の1人1日平均排出量	L/人・日	1.7	q	国技術指針【技14-3】より
収集計画	日	3	r	3日に1回収集すると仮定
し尿収集必要人口：ピーク時	人	36,284	s	m+l
し尿収集必要量：ピーク時	kL/日	62	t	s×q÷1,000

※ 荒川氾濫による洪水の被害想定はない。

第5章 その他の事項

第1節 災害廃棄物処理状況の進捗管理

災害廃棄物処理実行計画は、発生直後に、その時点で把握できた被害の情報に基づくシミュレーションによって発生量を推計し策定する。その後、新たに把握できた被害の情報に基づき、精度を向上させた推計結果を踏まえて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行っていく。

第2節 有害廃棄物・適正処理困難物等への対応

有害廃棄物は、地震や洪水により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になるおそれがあります。主な有害廃棄物の取扱いについては、表 5.2.1、表 5.2.2 のとおりです。

平常時において、PCB廃棄物届出制度等により有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者へ協力を要請し、業者による引き取りのルール等を確認しておき、災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

災害発生後は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、事前に把握した情報等を活用して優先的に回収し、処分を進めるとともに、市民からの発見通報・持込み等相談に対処する窓口を設置します。

1) 有害廃棄物の取扱い（応急対応時）

有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物についての情報を関係者で共有します。

収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場で一時保管します。

なお、一時保管にあたっては、環境への影響がないように舗装された場所等に区別して保管するとともに、風雨にさらされないよう配慮します。

表 5.2.1 主な有害廃棄物の取り扱い

区分	品目	収集方法	処理方法	保管方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・処理依頼	中和、焼却	ドラム缶、 一斗缶	
	塗料、ペンキ		焼却		
	廃電池類	密閉型ニッケル・ カドミウム蓄電池 (ニカド電池)、 ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池	・市役所設置の専用箱 ・リサイクル協力店の 回収(箱)へ	破碎、選別、 リサイクル	専用容器
		ボタン電池	・市役所設置の専用箱 ・電器店等の回収(箱)へ		
		カーバッテリー	リサイクルを実施している カー用品店・ガソリン スタンドへ	破碎、選別、 リサイクル (金属回収)	—
	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を 行っている事業者へ	破碎、選別、 リサイクル (カレット、 水銀回収)	ドラム缶	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、 エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンド へ	焼却、 リサイクル	ペール缶	
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・処理依頼	焼却		
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル	コンテナ	
	カセットボンベ ・スプレー缶	使い切ってから排出する 場合は、穴をあけて 燃えないごみとして排出	破碎		
	消火器	購入店、メーカー、 廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、 リサイクル		
感染性廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、 使い捨て注射器等	有害ごみとして収集指定 医療機関での回収 (使用済み注射器針 回収薬局等)	焼却・溶融、 埋立	専用容器	

[参考] 災害廃棄物対策指針

表 5.2.2 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)の対象化学物質

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC等

2) 適正処理困難廃棄物

(1) 家電

家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル券を作成し、指定引取場所に搬入する等の手続きが必要です。

発災時、浸水により使用不能になったテレビ、冷蔵庫等が大量に仮置場に持ち込まれることが考えられ、家電リサイクル券の作成等に多大な時間を要する可能性があるため、型番が確認できるように仮置きすることや、ボランティアの協力を得て効率的に家電リサイクル券の作成を進める等の対策を検討します。

<参考>

家電リサイクル法対象品目

平成 23 年 3 月 23 日事務連絡「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）」

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおりである。

1. 被災地では、がれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。
2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

- 自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

- 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを自治体が判断
- 判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：(財)家電製品協会 環境部 03-3578-1165

第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定取引場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

- 家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。
- 一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。
- ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理するのが通例。
- 市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を

含む) 及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

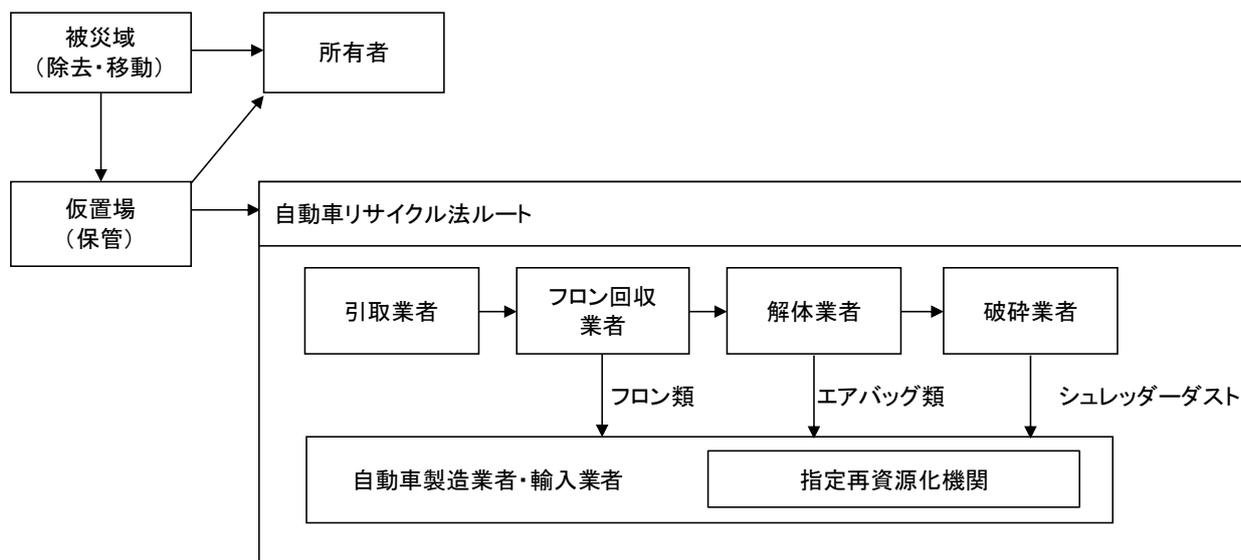
留意事項

- ・パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ等記録媒体に伴うものは「思い出の品」として取り扱う。
- ・冷蔵庫・冷凍庫は、保管していた食品が腐敗し、処理が困難となるため、食品を取り出したうえで、仮置場に持ち込むことを周知徹底する。
- ・家電リサイクル対象品目は、リサイクル券の記入のためメーカー名等が判明しやすいよう仮置きしておく。

(2) 自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則であり、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

被災自動車の処理フローを、図 5.2.1 に示します。また、被災自動車の状況による引き渡し先を、表 5.2.3 に示します。



[出典] 災害廃棄物対策指針

図 5.2.1 被災自動車の処理フロー

表 5.2.3 被災自動車の状況による引渡し先

外形上から見た 自走可能か否かの判断	所有者照合	所有者の 引取意思	引渡し先	
			所有者	仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不可能	判明	有	○	
不可能	判明	無		○
不可能	不明	—		○

[出典] 災害廃棄物対策指針

3) 有害廃棄物や適正処理困難廃棄物の処理（復旧・復興時）

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要します。

また、混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、労働環境安全対策を徹底します。

放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の指針に従い処理を行います。

第3節 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理

貴重品・有価物や、写真、位牌、賞状等、所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、取扱いに注意する。

1. 貴重品・有価物

所有者等が不明の貴重品・有価物（財布、通帳、印鑑、貴金属類）を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにしたうえで、市職員が警察に届け出る。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察に連絡し引き取りを依頼する。

2. 思い出の品

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約する。本市において閲覧、引き渡しのルールを作成するとともに、復旧・復興が一定程度進むまでは、本市が保管し、所有者に返還できるよう広報する。思い出の品の取扱いを表5.3.1に示す。

表 5.3.1 思い出の品の取扱い

品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する。
回収方法	廃棄物の撤収現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。 または市民・ボランティアの持ち込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等により運営する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。 本人が確認できる場合は郵送引き渡し可。

[参考] 災害廃棄物対策指針

第4節 環境対策

建物の解体現場、災害廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉設置場所等の災害廃棄物処理の現場においては、周辺の生活環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要となる。

環境対策では、大気質、臭気、騒音・振動、土壌、水質等への影響を低減する措置を講じる。主な対策は、表 5.4.1 のとおりである。環境モニタリングは、災害廃棄物等の処理に伴う環境への影響を把握するとともに、環境対策の効果を検証するために実施する。

現場の実態に則してモニタリングの必要性や調査項目、頻度を検討する。

表 5.4.1 災害廃棄物の処理に係わる主な環境影響及び環境保全対策（モニタリング項目）

環境項目	環境影響要因	環境影響の内容	環境保全対策
大気質	災害廃棄物の保管	・ 損壊家屋等における廃石綿等の露出に伴う石綿の飛散	・ シートによる被覆
	損壊家屋の解体・撤去	・ 解体撤去作業に伴う粉じんに飛散 ・ 石綿含有建材等の解体・撤去に伴う石綿の飛散 ・ 重機等の稼働に伴う排ガス及び粉じんの飛散	・ 定期的な散水の実施 ・ 石綿飛散対策の適切な実施 ・ 排出ガス対策型の重機等の使用
	収集・運搬車両の走行	・ 収集・運搬車両の走行に伴う排ガス及び粉じんの飛散	・ 低公害車の使用 ・ 運搬車両のタイヤ洗浄の実施
	仮置場の設置・稼働	・ 搬入車両の走行及び重機等の稼働に伴う排ガス及び粉じんの飛散 ・ 災害廃棄物の積み下ろしに伴う粉じんの飛散 ・ 災害廃棄物の保管に伴う有害ガス、可燃性ガスの発生 ・ 破碎・選別作業に伴う粉じんの飛散 ・ 仮設焼却炉の運転に伴う排ガス	・ 定期的な散水の実施 ・ 搬入路の整備（鉄板敷設や簡易舗装）による粉じんの発生抑制 ・ 低公害車の使用 ・ 搬入車両のタイヤ洗浄の実施 ・ 排出ガス対策型の重機等の使用 ・ 保管場所及び破碎選別装置への屋根の設置 ・ 飛散防止シートの設置 ・ 災害廃棄物の積み上げ高さ制限や、有害・危険物の分別による有害・可燃性ガスの発生抑制 ・ 仮設焼却炉の適切な運転管理の実施

騒音・振動	損壊家屋の解体・撤去	・重機等の稼働に伴う騒音・振動	・低騒音・低振動型の重機等の使用
	収集・運搬車両の走行	・収集・運搬車両の走行に伴う騒音・振動	・幹線道路の使用 ・積載効率の向上による走行台数の削減 ・運転マナーの徹底、エコドライブの励行
	仮置場の設置・稼働	・仮置場内の車両走行に伴う騒音・振動 ・重機等による破碎・選別作業に伴う騒音振動	・運転マナーの徹底、エコドライブの励行 ・低騒音・低振動の重機等の使用 ・防音壁・防音シートの設置
水質	仮置場の設置・稼働	・降雨等による災害廃棄物に含まれる汚染物質の公共用水域への流出	・遮水シートの敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の適切な処理の実施
土壌	仮置場の設置・稼働	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・遮水シートの敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
悪臭	災害廃棄物の保管	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤や脱臭剤の配布、シートによる被覆
	仮置場の設置・稼働	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤や脱臭剤の散布、シートによる被覆

[参考] 災害廃棄物対策指針技術資料

第5節 災害廃棄物の事務委託

大規模災害により本市の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合には、埼玉県と相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断する。

なお、事務委託を行うためには、埼玉県及び本市の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

第6節 国庫補助金事務

前項のとおり埼玉県へ委託した業務に要する費用は、埼玉県から本市に請求され、本市が支払いを行う必要がある。災害廃棄物処理業務には多額の費用が必要となるため、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用することを基本と考える。

なお、補助金の交付を受けるためには、埼玉県へ委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、事務委託後も埼玉県と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくものとする。

第7節 本計画の点検・更新

本計画は、常に最新情報に基づく基本的な方向性を示すため、組織体制や仮置き場の状況など必要事項を毎年点検し、必要があると認めるときは更新していく。

本計画と発災後に策定する実行計画とにおける見直しの内容について、図 5.7.1 に示す。

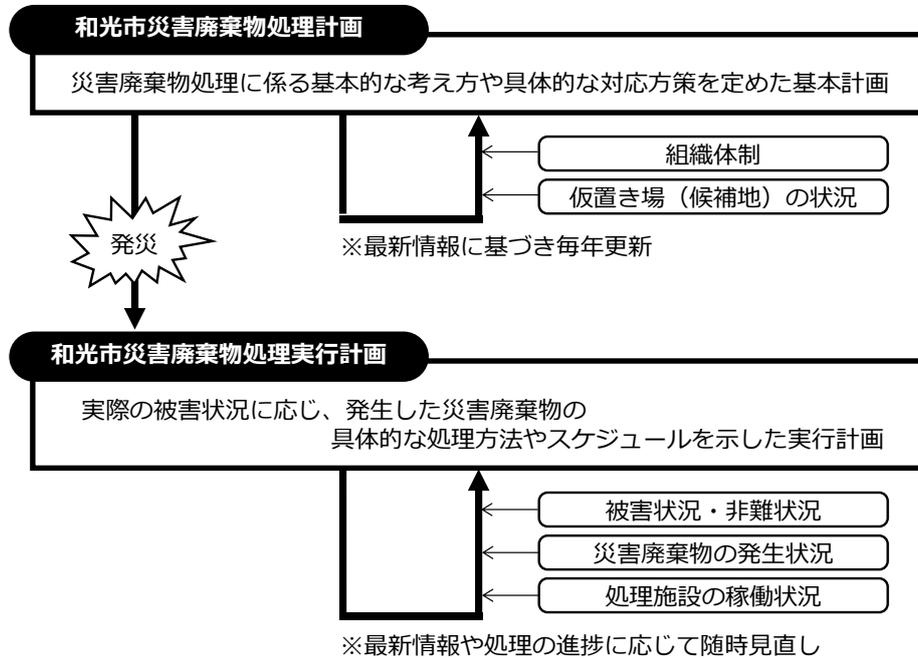


図 5.7.1 計画の見直し

資 料 編

和 光 市
〇〇年〇〇月〇〇日

災害に伴うごみ処理等について

◎ 日常の家庭ごみ（生活ごみ）の収集方法が変わります。

- ・道路の状況により、収集ルートが変更になる場合がありますので、必ず8時30分までに、市が指定した集積所に出してください。なお、予定通りに回収できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・収集日は、現在ご利用の「資源とごみの分け方・出し方」に記載されている「資源・ごみ収集地区と曜日」のとおりです。
- ・清掃センターへの直接搬入は当面の間、停止しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ・可燃ごみ以外の収集は当面の間、停止しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ・戸別収集については、福祉避難所の開設期間中は行いません。

◎ 災害廃棄物の仮置き場を設置しました。

- ・災害廃棄物（片付けごみ）については、仮置場の利用をお願いします。仮置場までの搬入にご協力をお願いします。
- ・「”被災して”」、「”破損した”」廃棄物のみが対象となります。詳しくは、チラシ「仮置場での災害廃棄物の受入れについて」を御確認ください。
- ・上記の災害廃棄物でないごみを、便乗して捨てるのは絶対にやめましょう！
- ・不法投棄、野焼きは、法律で禁止されています。

◎ 仮設トイレを設置しました。

- ・〇月〇日（〇）〇時から利用可能です。
- ・和光市△△1-3-12（〇〇小学校）に〇基あります。（リスト化すると良い）
- ・ルールを守ってきれいに利用しましょう

◎ 貴重品・思い出の品をお預かりしています。

- ・洪水で流された位牌、アルバム、貴重品（貴金属、株券等）のうち所有者が分かるものについては、市役所〇〇課〇〇担当でお預かりしています。一定期間の後、警察に引き継ぎます。（所有者の分からない物は警察に引き継いでいます。）お心当たりの方は、ご連絡ください。

お問い合わせ：市役所〇〇課〇〇担当 連絡先〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

注意！ このお知らせは、当面の暫定的な内容であり、今後、変更する場合がありますので、予め御了承ください。

仮置場へ持込むことができる災害廃棄物の分別方法について

仮置場に持込むことができる災害廃棄物の分別は次の内容としてください。

※ 「**”被災して”**」、「**”破損した”**」廃棄物のみが対象となります。
※ **家庭ごみ（生活ごみ）は、通常の集積所にお出しく下さい。**

- ① 可燃物/可燃系混合物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
- ② 木 質 系 廃 棄 物：柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木（生木）など
- ③ 畳・布団・カーペット：被災家屋から排出される畳・布団、カーペット、マットレス
- ④ 不燃物/不燃系混合物：プラスチック、ガラス、陶磁器、瓦、タイル、洗面台など。分別することができない細かなコンクリートや木くずや金属、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物等）等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
- ⑤ コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
- ⑥ 金 属 く ず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
- ⑦ 廃 家 電 4 品 目：被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）
（冷蔵庫の中身は出してください）
- ⑧ 小型家電/その他家電：被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品
- ⑨ 廃 自 動 車：自動車、自動二輪、原付自転車
- ⑩ 腐 敗 性 廃 棄 物：被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
- ⑪ 有 害 廃 棄 物：石綿含有廃棄物、スレート、PCB、感染性廃棄物、フロン類・C
CA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）
- ⑫ 危険物（ガスボンベ等）：（土砂を被った）ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター
- ⑬ 危険物（灯油等）：（漂流した）灯油タンク、ガソリンタンク、油吸着マット
- ⑭ 危険物（化学物質）：ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、テトラクロロエチレン等の化学物質
- ⑮ 電池、蛍光管等：電池、蛍光管、太陽光パネル
- ⑯ 消 火 器：消火器

文案3 防災行政無線・広報車・ラジオ等での呼びかけ例

- こちらは、防災わこうです。
- 市では、このたびの被害状況を踏まえ、災害により被災し、破損してしまった廃棄物について、災害廃棄物として仮置場で受け入れを行います。
- 仮置場の場所は、〇〇〇〇の1か所となります。
利用時間は、月曜日から金曜日までの、午前9時から午後4時までです。
- ルールを守って、必ず分別して持ち込むよう、皆様のご協力をお願いします。
- 災害によらないごみを便乗して仮置場に持ち込んだり、日常ごみや災害廃棄物の不法投棄や野焼きは、絶対にやめましょう。
- 詳しくは、和光市役所 資源リサイクル課までお問合せください。

仮置場での災害廃棄物の受入れについて

- ◎ 仮置場で受け入れる廃棄物
※持ち込む前に、必ず以下のとおり分別をしてください。

- | | | |
|--------------------|----------------------------|-------------|
| ① 可燃物/可燃系混合物 | ⑦ 廃家電4品目 | ⑬ 危険物（灯油等） |
| ② 木質系廃棄物 | ⑧ 小型家電/その他家電 | ⑭ 危険物（化学物質） |
| ③ 畳・布団・カーペット・マットレス | ⑨ 廃自動車 | ⑮ 電池、蛍光灯等 |
| ④ 不燃物/不燃系混合物 | ⑩ 腐敗性廃棄物 | ⑯ 消火器 |
| ⑤ コンクリートがら等 | ⑪ 有害廃棄物 | |
| ⑥ 金属くず | ⑫ 危険物（ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター） | |

上記品目以外は、受け入れができません。

《注意点》

- ① 「被災して」「破損した」廃棄物（災害廃棄物）だけが対象です。

家庭からの災害廃棄物を先行して受け付けます。事業所・事業場の災害廃棄物の持込みについては、開始日時、受付場所等を追ってお知らせします。
日常の家庭ごみ（生活ごみ）は、指定の集積所に排出してください。

- ② 必ず分別してお持ちください。
受け入れた災害廃棄物は、できる限りリサイクルすることとしていますので、皆様のご協力をお願いします。

- ◎ 仮置場の場所 和光市△△123-45

- ◎ 搬入時間 毎週 月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝日を除く）
※ 〇月〇日（〇）まで開設の予定

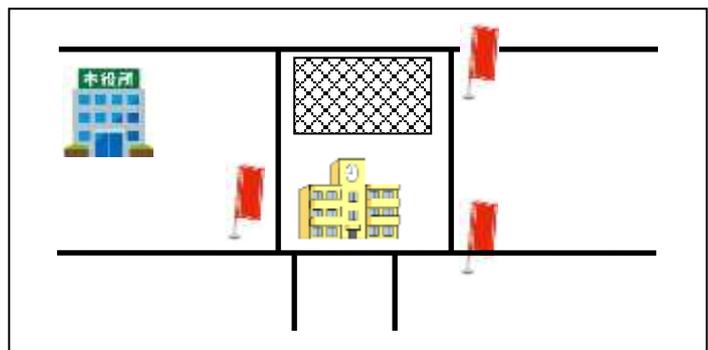
持ち込めない廃棄物を無断で仮置場に置いたり、道路や空地等に投棄することは、絶対にやめましょう！

- ◎ 家庭ごみ（生活ごみ）の回収
市が指定した集積場所以外に出すことはできません。

注意！ この受入れは当面の暫定的な搬出方法であり、今後、変更する場合がありますので、予めご了承ください。

《仮置場の案内図》

-  … 赤いのぼり（目印）
-  … 仮置き場



資料1 仮置き場受付表

仮置き場受付表

受付日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
仮置き場名称	旧清掃センター
受付担当者	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

No	時間	車両番号	車両種別	氏名	住所	廃棄物の種類
1	08 30	〇〇〇〇	4 t / (2 t) 軽トラ / 乗用	〇〇 〇〇	新倉〇丁目〇番〇号 〇〇ハイツ〇〇〇号室	家具、家電
2	08 35	〇〇〇〇	4 t / 2 t (軽トラ) / 乗用	〇〇 〇〇〇	白子〇丁目〇番〇号	庭木、ブロック
3	08 40	〇〇〇〇	4 t / (2 t) 軽トラ / 乗用	〇 〇〇	下新倉〇丁目〇番〇号	畳、ソファ
4	08 45	〇〇〇〇	4 t / 2 t 軽トラ / (乗用)	〇〇 〇〇	南〇丁目〇番〇号	桐たんす
5			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
6			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
7			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
8			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
9			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
10			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
11			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
12			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
13			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			

※ 搬入量の見込みを算定するため車両種別を必ず記録すること。

なお、搬入量を試算する場合は、以下の原単位を基に算定する。

- (1) 4tトラック 満載：2t、半載：1t
- (2) 2tトラック 満載：1t、半載：0.5t
- (3) 軽トラ 満載：0.2t、半載：0.1t
- (4) 乗用車 0.1t

※ 持込者がボラティア等で被災住所が明確でない場合は、地域等の記入をお願いする。

